
とちぎクリーンプラザ基幹的設備改良工事及び
包括的業務委託事業（第三期）要求水準書

包括的業務委託事業編

令和4年6月29日

栃木市

目 次

第1章 総則	1
第1節 事業概要	1
1 事業目的	1
2 業務名	1
3 事業実施場所	1
4 業務期間	1
5 運転教育	1
6 対象施設概要	2
第2節 業務範囲	4
第3節 一般事項	5
1 基本方針	5
2 本書の遵守	5
3 関係法令等の遵守	5
4 環境影響評価書の遵守	6
5 官庁等の指導等	6
6 公害防止協定等	7
7 官庁等への申請	7
8 市及び官庁等への報告	7
9 周辺での事業等への協力	7
10 市等の検査	7
11 マニュアル及び計画書の作成	7
12 基本性能	7
13 廃棄物処理法に基づく維持管理	7
14 処理対象ごみ・搬出物	8
15 公害防止条件	8
16 用役条件	13
17 車両	14
18 災害発生時等の協力	14
第4節 運営・維持管理事業条件	15
1 運営・維持管理事業	15
2 提出書類の変更	15
3 要求水準書記載事項	15
4 契約金額の変更	15
5 契約期間満了時	15
第2章 運営・維持管理体制	16
第1節 全体組織計画	16
2 労働安全衛生・作業環境管理	17
3 防火管理	17
4 連絡体制	18

5 施設警備・防犯体制	18
6 見学者対応	18
7 住民対応.....	18
8 帳票類の管理.....	18
第2節 計量業務	19
1 受付管理.....	19
2 計量.....	19
3 案内・指示	19
4 ごみ処理手数料の徴収.....	19
5 受付.....	19
第3節 運転管理業務	20
1 ごみ焼却施設に係る運転管理業務	20
2 リサイクルプラザに係る運転管理業務	23
3 リサイクルセンターに係る運転管理業務.....	28
第4節 維持管理業務（保守管理・補修点検）	31
1 計量棟に係る維持管理業務.....	31
2 ごみ焼却施設に係る維持管理業務	33
3 リサイクルプラザに係る維持管理業務	37
4 リサイクルセンターに係る維持管理業務.....	40
5 その他関連設備等に係る維持管理業務	42
第5節 環境管理業務	45
1 環境保全基準.....	45
2 環境保全計画.....	45
3 作業環境管理基準.....	45
4 作業環境管理計画.....	45
第6節 資源化促進業務.....	46
1 回収物の品質確保.....	46
2 資源化の支援.....	46
3 資源化促進業務の実施状況報告.....	46
第7節 情報管理業務	47
1 運転記録報告.....	47
2 点検・検査報告	47
3 補修・更新報告	47
4 環境管理報告.....	47
5 作業環境管理報告.....	47
6 資源化促進管理報告	47
7 施設情報管理.....	48
8 その他管理記録報告	48
9 業務の履行状況の確認.....	48
第8節 防災管理業務	49

1 二次災害の防止	49
2 緊急対応マニュアルの作成.....	49
3 自主防災組織の整備	49
4 防災訓練の実施	49
5 事故報告書の作成.....	49
6 事業継続計画の作成（BCP）	49
第9節 その他関連業務.....	50
1 清掃.....	50
2 植栽管理.....	50
3 保険.....	50
4 見学者対応関連	50

添付資料1 計画処理量

第1章 総則

本書は、「とちぎクリーンプラザ基幹的設備改良工事及び包括的業務委託事業（第三期）」（以下「本事業」という。）のうち、運営・維持管理業務等の包括的業務（以下「本業務」という。）を実施する受託受注者（以下「受注者」という。）に対して要求する水準を示すものある。

第1節 事業概要

1 事業目的

とちぎクリーンプラザ（附属棟を含む。以下「本施設」という。）は、ごみ焼却施設、リサイクルプラザ及びリサイクルセンターからなる施設である。リサイクルセンターが平成3年3月、ごみ焼却施設及びリサイクルプラザは平成15年3月に竣工し、平成19年9月に灰溶融炉の改造工事を実施しているが、リサイクルセンターは稼働開始から31年、ごみ焼却施設及びリサイクルプラザは稼働後19年が経過し、施設の設備・機器の老朽化が進行している状況である。

本事業では、今後も安全かつ安定したごみ処理を行っていくために基幹的設備改良工事を実施し、本施設の延命化対策を図るものとする。

また、本事業における業務の実施に際しては、本施設に関し、基本性能を発揮させ、安定性、安全性を確保しつつ、効率的に運営・維持管理をするものとする。

2 業務名

とちぎクリーンプラザ包括的業務委託事業（第三期）

3 事業実施場所

栃木県栃木市梓町 456 番地 32

4 業務期間

運営準備期間 令和5年1月4日から令和5年3月31日まで

運営期間 令和5年4月1日から令和20年3月31日まで

（運営準備期間とは、受注者の運転員等が、既存運転事業者から、本施設の運転等を引き継ぐに要する準備期間である。）

5 運転教育

1) 運転教育計画

受注者は、本施設に関して、運営準備期間中に、市と協議のうえ、運転教育計画を策定しなければならない。また、受注者は、策定した運転教育計画をもとに、既存運転事業者より本施設の運転等の引継ぎを行わなければならない。なお、業務引継ぎにかかる費用は受注者負担とする。

2) 運転要員の確保

運営準備期間（令和5年1月4日から令和5年3月31日まで）に係る運転指導を受ける要員については、予め受注者が確保すること。

6 対象施設概要

本施設の全体配置図を図 1.1.1、本事業の対象とする施設の概要を表 1.1.1 に示す。

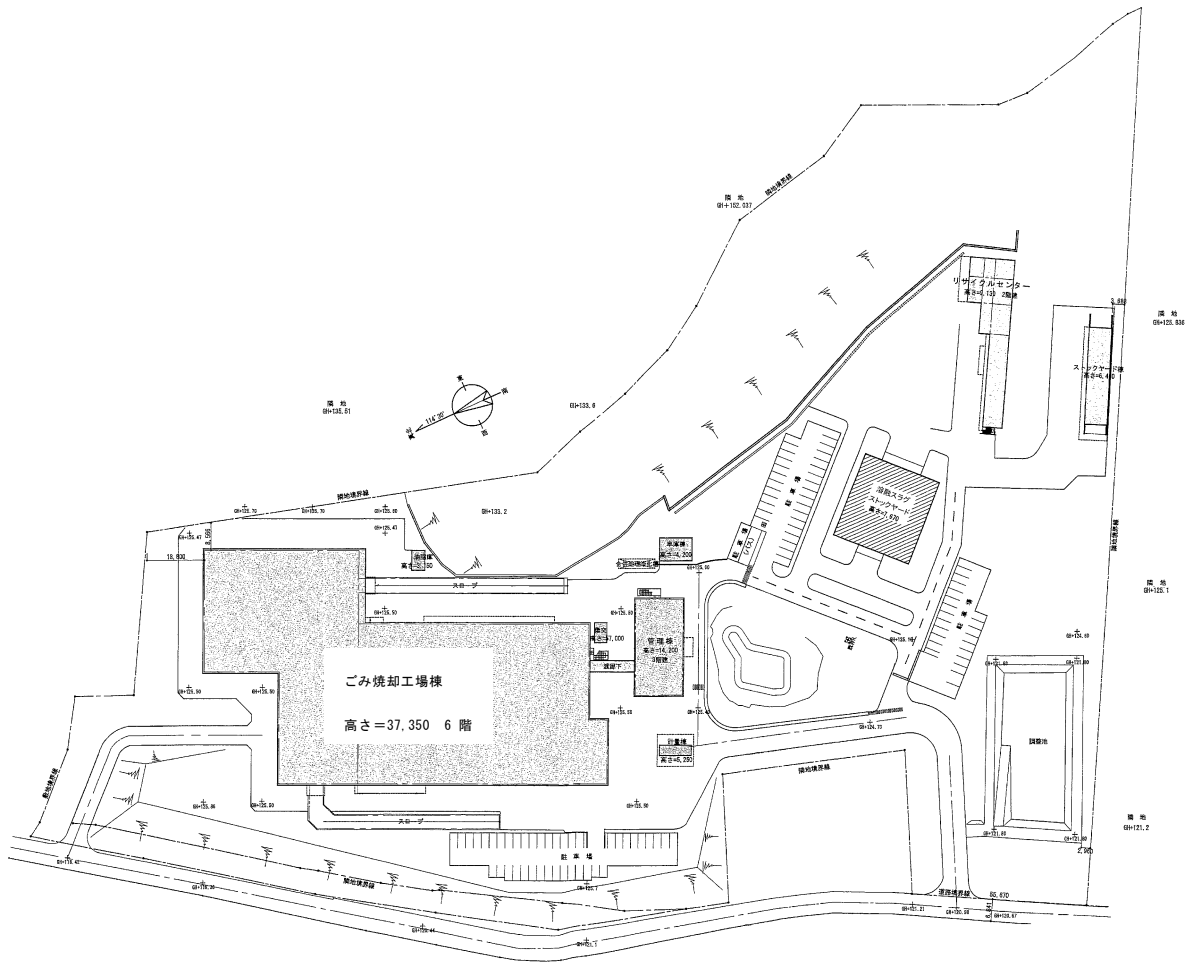


図 1.1.1 施設全体の配置平面図

表 1.1.1 施設概要

とちぎクリーンプラザ																
計量棟	<p>形 式：ロードセル式（4点支持式）</p> <p>数 量：2基</p> <p>ひょう量：最大ひょう量 30 t(搬入用)、30 t(搬出用)</p> <p>最小目盛り 10 kg</p> <p>① 計量装置：カード自動読取及びキー操作手動</p>															
ごみ焼却施設	<p>① 規 模：焼却設備 237 t/日（118.5 t/日×2系）</p> <p>溶融設備 20 t/日（10 t/日×2炉）</p> <p>② 処理方式：焼却炉：全連続燃焼式焼却炉(ストーカ炉)</p> <p>溶融炉：テルミット式両面溶融炉</p> <p>③ 蒸気タービン設備：2,500 kW</p> <p>④ 溶融スラグストックヤード 675 m²</p> <p>⑤ その他^(注)</p>															
リサイクルプラザ	<p>① 規 模：破碎・選別・圧縮設備 30 t/5h</p> <p>(もやさないごみ、粗大ごみの破碎・選別処理、ペットボトル・トレイの選別・圧縮処理)</p> <p>ストックヤード 延床面積 259.7 m²</p> <p>② 処理方式：破碎・選別・圧縮</p> <p>③ 蛍光管破碎機</p> <p>④ その他^(注)</p>															
リサイクルセンター	<p>① 規 模：選別・圧縮設備 20 t/5h</p> <p>② 処理方式：選別・圧縮</p> <p>③ その他^(注)</p>															
その他関連設備等	<p>① 空調設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空冷式冷専パッケージエアコン 7基 ・空冷ヒートポンプ用パッケージエアコン 13基 ・蒸気吸収式冷凍機 ・蒸気-水熱交換器及び関連設備 <p>② エレベーター 2基</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>1号機</th> <th>2号機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>用 途</td> <td>人荷共用(兼車椅子用)</td> <td>人荷共用(兼車椅子用)</td> </tr> <tr> <td>積載荷重</td> <td>9,800 N</td> <td>9,800 N</td> </tr> <tr> <td>最大定員</td> <td>15 人</td> <td>15 人</td> </tr> <tr> <td>定格速度</td> <td>60 m/分</td> <td>45 m/分</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 給排水設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併処理浄化槽(45人槽、14.02 m³) 井戸ポンプ 2基 等 <p>④ 消防設備</p> <p>⑤ 駐車場</p> <p>⑥ 管理棟</p> <p>⑦ その他構内設備</p>		1号機	2号機	用 途	人荷共用(兼車椅子用)	人荷共用(兼車椅子用)	積載荷重	9,800 N	9,800 N	最大定員	15 人	15 人	定格速度	60 m/分	45 m/分
	1号機	2号機														
用 途	人荷共用(兼車椅子用)	人荷共用(兼車椅子用)														
積載荷重	9,800 N	9,800 N														
最大定員	15 人	15 人														
定格速度	60 m/分	45 m/分														

(注) その他とは、処理施設に関連する建築物及び建築物中の居室（事務室、居室、浴室、トイレ等）を指す。

第2節 業務範囲

本事業における業務範囲を表 1.2.1 に示す。

表 1.2.1 業務範囲

施設	業務内容
計量棟	計量業務 <ul style="list-style-type: none"> ● 受付業務（車両の計量、手数料徴収、記録の整備等） ● 案内、指示業務
	維持管理業務 <ul style="list-style-type: none"> ● 点検・補修業務 ● 安全衛生管理・作業環境管理業務
ごみ焼却施設	運転管理業務 <ul style="list-style-type: none"> ● 施設運転、管理業務 ● 搬入管理業務 ● 運転管理記録作成業務
	維持管理業務 <ul style="list-style-type: none"> ● 点検・補修業務 ● 用役管理業務 ● 安全衛生管理・作業環境管理業務
リサイクルプラザ	運転管理業務 <ul style="list-style-type: none"> ● 施設運転、管理業務 ● 搬入管理業務 ● 運転管理記録作成業務
	維持管理業務 <ul style="list-style-type: none"> ● 点検・補修業務 ● 用役管理業務 ● 安全衛生管理・作業環境管理業務
リサイクルセンター	運転管理業務 <ul style="list-style-type: none"> ● 施設運転、管理業務 ● 搬入管理業務 ● 運転管理記録作成業務
	維持管理業務 <ul style="list-style-type: none"> ● 点検・補修業務 ● 用役管理業務 ● 安全衛生管理・作業環境管理業務
その他関連設備等	維持管理業務 <ul style="list-style-type: none"> ● 点検・補修業務
(共通)	環境管理業務 <ul style="list-style-type: none"> ● 受注者が行う環境保全業務 ● 市が行う環境保全業務への協力
	資源化促進業務
	情報管理業務 <ul style="list-style-type: none"> ● 運転記録報告業務 ● 点検・検査報告業務 ● 環境管理報告業務
	防災管理業務
	その他の関連業務 <ul style="list-style-type: none"> ● 清掃 ● 植栽管理 ● 保険

第3節 一般事項

1 基本方針

本事業の運営・維持管理に当たって、受注者は本施設が市の循環型社会形成の中核であることを十分自覚し、模範的な運営に配慮することとし、以下の基本方針を遵守すること。

1-1 ごみの適正処理

市より発生するごみを常に滞ることなく適正に処理できるよう配慮すること。

- ・安定運転の確保
- ・地域住民に安心感を与える施設

1-2 環境配慮

地球環境、地域環境などに対する環境負荷の低減に十分配慮すること。

- ・公害防止関係法令の遵守
- ・省資源・省エネルギー
- ・リサイクルの積極的な推進

1-3 安全確保

通常時において安全性を確保するだけでなく、災害時においても地域の防災拠点として迅速な対応が行えるよう安全に配慮すること。また、緊急代替処理として、市以外から搬入される一般廃棄物についても、積極的に対応することを心がけること。

- ・施設の安全性の確保
- ・災害時の二次災害の防止
- ・災害ごみの適正処理への積極的対応

1-4 経済性への配慮

施設の運営・維持管理を行うに当たり、効率的かつ効果的な事業運営を行えるよう配慮すること。

- ・長期的視野に立った事業運営の確立
- ・運営組織の効率的な運用

2 本書の遵守

受注者は、本書に記載される要件について、運営期間中遵守すること。

3 関係法令等の遵守

受注者は運営期間中、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「労働安全衛生法」等の関係法令等を遵守すること。表 1.3.1 に関係法令等の例を示す。

表 1.3.1 関係法令等例示

法令、基準、規格等	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	事務所衛生基準規則
都市計画法	危険物の規制に関する規則・政令
建築基準法	一般高圧ガス保安規則
建設業法	特定化学物質等障害予防規則
消防法	電気設備に関する技術基準
道路法	電気工作物の溶接に関する技術基準
道路交通法	クレーン等安全規則
砂防法	クレーン構造規格
森林法	クレーン過負荷防止装置構造規格
下水道法	電気機械器具防爆構想規格
水道法	溶接技術検定基準 (JIS Z 3801)
環境基本法	ボイラ及び圧力容器安全規則
ダイオキシン類対策特別措置法	ボイラ構造規格
大気汚染防止法	圧力容器構造規格
水質汚濁防止法	日本工業規格 (JIS)
騒音規制法	日本農林規格 (JAS)
振動規制法	電気規格調査会標準規格 (JEC)
悪臭防止法	日本電気工業会標準規格 (JEM)
各種リサイクル法	電線技術委員会標準規格 (JCS)
労働基準法	日本油圧工業会規格 (JOHS)
労働安全衛生法	内線規程
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	電気供給規程
航空法	地方自治法
電波法	グリーン購入法
有線電気通信法	特定フロンの排出抑制・使用合理化指針
電気事業法	ごみ処理施設性能指針
電気工事士法	河川構造物設計基準
電気用品取締法	栃木市環境基本条例
計量法	栃木市の条例・規則等
駐車場法	その他関係法令、規格、規程、総理府令、通達及び技術指針等
工場立地法	

4 環境影響評価書の遵守

受注者は、運営期間中、「ごみ処理施設及びリサイクルプラザ建設事業に係る環境影響評価書」を遵守すること。また、市が実施する事後評価又は受注者が自ら行う調査により、環境に影響が見られた場合は、市と協議の上、対策を講じること。

5 官庁等の指導等

受注者は運営期間中、官庁等の指導等に従うこと。なお、法改正等に伴い施設の改造等が必要な場合、その費用の負担は契約書に定める。

6 公害防止協定等

受注者は、「とちぎクリーンプラザ運営協議会設置要綱」、「（仮称）北部清掃工場の建設及び操業に伴う周辺地域の環境保全に関する協定書」等を遵守し、環境に配慮すること。

7 官庁等への申請

受注者は、市が行う運営・維持管理に係る官庁等への申請等に全面的に協力し、市の指示により必要な書類、資料等を提出しなければならない。なお、運営・維持管理に係る申請等に関しては、受注者の責任と負担により行うこと。

8 市及び官庁等への報告

施設の運営・維持管理に関して、市及び官庁等が報告、記録、資料提供等を要求する場合は、速やかに対応すること。なお、所轄官庁からの報告、記録、資料提供等の要求については、市の指示に基づき対応すること。

9 周辺での事業等への協力

とちぎクリーンプラザ内及び周辺で市及び関係団体が行う事業等に対し、市の要請に基づき協力すること。

10 市等の検査

市等が受注者の運転や設備の点検等を含む運営・維持管理全般に対する立ち入り検査を行う時は、受注者は、その監査、検査に全面的に協力し、要求する資料等を速やかに提出すること。

11 マニュアル及び計画書の作成

本業務遂行において受注者が作成するよう定められている各業務のマニュアル又は計画書については、市との協議により作成すること。なお、市との協議を要しない軽微なものの場合には、作成後速やかに市の承諾を得ること。

12 基本性能

本書に示す基本性能とは、設備によって備え持つ施設としての機能であり、完成図書において保証される内容である。ここで、完成図書とは、建設工事において、ごみ焼却施設、リサイクルプラザ、リサイクルセンターの設計を最終的に取りまとめた図書を表す。

13 廃棄物処理法に基づく維持管理

施設の維持管理に関して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3に基づく維持管理の技術上の基準を遵守するとともに、同法施行規則第5条に基づく精密機能検査を3年に1回以上実施すること。

14 処理対象ごみ・搬出物

1) 処理対象ごみ

本事業における処理対象ごみ及び搬出物は以下のとおりである。

表 1.3.2 処理対象ごみと搬出物

項目	内容
処理対象ごみ	・市から搬入される一般廃棄物（収集ごみ、直接搬入ごみ） ・市以外から搬入される一般廃棄物（緊急代替処理）
搬出物	・鉄、アルミ、スラグ、溶融飛灰処理物、処理不適物等

15 公害防止条件

1) 排出ガス基準

排出ガスの基準は、以下のとおりとする。

表 1.3.3 排ガス基準

項目	基準値	備考
ばいじん量	0.02 g/m ³ N 以下	JIS Z 8808（排ガス中のダスト濃度の測定方法）
硫黄酸化物	30 ppm 以下	JIS K 0103（排ガス中の硫黄酸化物分析方法）
塩化水素	100 mg/m ³ N 以下	JIS K 0107（排ガス中の塩化水素分析方法）
窒素酸化物	70 ppm 以下	JIS K 0104（排ガス中の窒素酸化物分析方法）
一酸化炭素	30 ppm 以下	JIS K 0098（排ガス中の一酸化炭素分析方法） 4 時間平均値
ダイオキシン類	0.1 ng-TEQ/m ³ N 以下	JIS K 0311（排ガス中のダイオキシン類の測定方法） 0.05 ng-TEQ/m ³ N 以下（目標値）
白煙防止	5 °C、湿度 80 % で目視されないこと。	
水銀	50 µg/m ³ N 以下	JIS K 0222（排ガス中の水銀分析方法） 廃棄物焼却炉（既設）の排出基準

（注）排出濃度は酸素濃度 12% 換算値とする。

2) 排水基準

排水は、処理後場内で再利用し、施設外へ放流しない。

再利用水の水質基準は、以下のとおりとする。

表 1.3.4 再利用水に係る水質基準

	項目	基準値	備考
健康項目	カドミウム及びその化合物	0.1 mg/L 以下	JIS K 0102 (工場排水試験方法)
	シアン化合物	1 mg/L 以下	JIS K 0102 (工場排水試験方法)
	有機リン化合物	1 mg/L 以下	昭和 46 年環境庁告示第 64 号付表 1
	鉛及びその化合物	0.1 mg/L 以下	JIS K 0102 (工場排水試験方法)
	六価クロム化合物	0.5 mg/L 以下	JIS K 0102 (工場排水試験方法)
	砒素及びその化合物	0.1 mg/L 以下	JIS K 0102 (工場排水試験方法)
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L 以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 2
	アルキル水銀化合物	検出されないこと	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 3
	ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L 以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 4
	トリクロロエチレン	0.3 mg/L 以下	JIS K 0125 (用水・排水中の揮発性有機化合物試験方法)
	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	JIS K 0125 (用水・排水中の揮発性有機化合物試験方法)
	ジクロロメタン	0.2 mg/L 以下	JIS K 0125 (用水・排水中の揮発性有機化合物試験方法)
	四塩化炭素	0.02 mg/L 以下	JIS K 0125 (用水・排水中の揮発性有機化合物試験方法)
	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L 以下	JIS K 0125 (用水・排水中の揮発性有機化合物試験方法)
	1,1-ジクロロエチレン	0.2 mg/L 以下	JIS K 0125 (用水・排水中の揮発性有機化合物試験方法)
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L 以下	JIS K 0125 (用水・排水中の揮発性有機化合物試験方法)
	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L 以下	JIS K 0125 (用水・排水中の揮発性有機化合物試験方法)
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L 以下	JIS K 0125 (用水・排水中の揮発性有機化合物試験方法)
	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L 以下	JIS K 0125 (用水・排水中の揮発性有機化合物試験方法)
	チウラム	0.06 mg/L 以下	JIS K 0128 (用水・排水中の農薬試験方法)
	シマジン	0.03 mg/L 以下	JIS K 0128 (用水・排水中の農薬試験方法)
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	JIS K 0128 (用水・排水中の農薬試験方法)	
ベンゼン	0.1 mg/L 以下	JIS K 0125 (用水・排水中の揮発性有機化合物試験方法)	
セレン及びその化合物	0.1 mg/L 以下	JIS K 0102 (工場排水試験方法)	

	項目	基準値	備考
生活環境項目	水素イオン濃度	5.8 ~ 8.6	JIS K 0102 (工場排水試験方法)
	生物化学的酸素要求量(BOD)	25 mg/L 以下	JIS K 0102 (工場排水試験方法)
	化学的酸素要求量(COD)	60 mg/L 以下	JIS K 0102 (工場排水試験方法)
	浮遊物質(SS)	200 mg/L 以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 9
	n-ヘキサン抽出物質(鉱油類)	5 mg/L 以下	JIS K 0102 (工場排水試験方法)
	n-ヘキサン抽出物質(動植物油脂類)	30 mg/L 以下	JIS K 0102 (工場排水試験方法)
	フェノール類	1 mg/L 以下	JIS K 0102 (工場排水試験方法)
	銅及びその化合物	3 mg/L 以下	JIS K 0102 (工場排水試験方法)
	亜鉛及びその化合物	5 mg/L 以下	JIS K 0102 (工場排水試験方法)
	鉄及びその化合物 (溶解性)	10 mg/L 以下	JIS K 0102 (工場排水試験方法)
	マンガン及びその化合物 (溶解性)	10 mg/L 以下	JIS K 0102 (工場排水試験方法)
	クロム及びその化合物	2 mg/L 以下	JIS K 0102 (工場排水試験方法)
	フッ素	15 mg/L 以下	JIS K 0102 (工場排水試験方法)
	大腸菌群数	3,000 個/cm ³ 以下	JIS K 0102 (工場排水試験方法)
	窒素含有量	120 mg/L 以下	JIS K 0102 (工場排水試験方法)
燐含有量	16 mg/L 以下	JIS K 0102 (工場排水試験方法)	

3) 溶融固化物 (スラグ) に係る溶出基準等

灰溶融設備で処理して得られる溶融固化物 (スラグ) は、以下のとおりとする。

表 1.3.5 溶融固化物 (スラグ) に係る重金属等の溶出基準

項目	溶出基準
カドミウム	0.01 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1.0 mg/L 以下

(注) JIS K 0058-1 (スラグ類の化学物質試験方法—第 1 部: 溶出量試験方法) の 5 (利用有姿による試験)

表 1.3.6 溶融固化物（スラグ）に係る重金属等の含有基準

項目	含有量基準
カドミウム	150 mg/kg 以下
鉛	150 mg/kg 以下
六価クロム	250 mg/kg 以下
砒素	150 mg/kg 以下
総水銀	15 mg/kg 以下
セレン	150 mg/kg 以下
ふっ素	4,000 mg/kg 以下
ほう素	4,000 mg/kg 以下

(注) JIS K 0058-2 (スラグ類の化学物質試験方法—第 2 部：含有量試験方法)

表 1.3.7 溶融固化物（スラグ）に係る物性基準

項目	物性基準
粒度範囲	ふるい目 4.75 mm 通過率 100%
	ふるい目 2.36 mm 通過率 85 ~ 100%
	ふるい目 75 μm 通過率 0 ~ 10%
表乾密度	2.45 g/cm ³ 以上
吸水率	3.0 %以下

(注) JIS A 1102 (骨材のふるい分け試験方法) 及び JIS A 1109 (細骨材の密度及び吸水率試験方法)

4) 固化飛灰等に係る溶出基準

固化飛灰等に係る溶出基準は、「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」（総理府令第 5 号、昭和 48 年 2 月 17 日）を満たすこと。

表 1.3.8 固化飛灰等に係る溶出基準

項目	溶出基準
アルキル水銀	検出されないこと
総水銀	0.005mg/L 以下
カドミウム	0.3 mg/L 以下
鉛	0.3 mg/L 以下
六価クロム	1.5 mg/L 以下
砒素	0.3 mg/L 以下
セレン	0.3 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L 以下

5) ダイオキシン類に係る処理基準

ダイオキシン類に係る処理基準は、各項目に対する処理基準を満たすこと。

表 1.3.9 ダイオキシン類に係る処理基準

項目	濃度基準	備考
再生利用水	10 pg-TEQ/L 以下	JIS K 0312 (工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法)
ばいじん	3 ng-TEQ/g 以下	-
焼却灰	3 ng-TEQ/g 以下	-
スラグ	3 ng-TEQ/g 以下	-

6) 騒音基準 (自己規制値)

敷地境界線において以下の自己規制値を満たすこと。(騒音規制法に基づく規制地域外)

表 1.3.10 騒音基準

用途地域	昼 間	朝 夕	夜 間
	8時~18時	朝:6時~8時 夕:18時~22時	22時~6時
指定地域以外の地域	65 dB 以下	60 dB 以下	50 dB 以下

(注) JIS Z 8731 (環境騒音の表示・測定方法)

7) 振動基準 (自己規制値)

敷地境界線において以下の自己規制値を満たすこと。(振動規制法に基づく規制地域外)

表 1.3.11 振動基準

用途地域	昼 間	夜 間
	8時~20時	20時~8時
指定地域以外の地域	65 dB 以下	60 dB 以下

(注) JIS Z 8735 (振動レベル測定方法)

8) 悪臭基準（自己規制値）

敷地境界線において以下の自己規制値を満たすこと。（悪臭防止法に基づく規制地域外）

表 1.3.12 悪臭基準

項目	基準値	項目	基準値
アンモニア	1 ppm 以下	イソバレルアルデヒド	0.003 ppm 以下
メチルメルカプタン	0.002 ppm 以下	イソブタノール	0.9 ppm 以下
硫化水素	0.02 ppm 以下	酢酸エチル	3 ppm 以下
硫化メチル	0.01 ppm 以下	メチルイソブチルケトン	1 ppm 以下
二硫化メチル	0.009 ppm 以下	トルエン	10 ppm 以下
トリメチルアミン	0.005 ppm 以下	スチレン	0.4 ppm 以下
アセトアルデヒド	0.05 ppm 以下	キシレン	1 ppm 以下
プロピオンアルデヒド	0.05 ppm 以下	プロピオン酸	0.03 ppm 以下
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 ppm 以下	ノルマル酪酸	0.001 ppm 以下
イソブチルアルデヒド	0.02 ppm 以下	ノルマル吉草酸	0.0009 ppm 以下
ノルマルバレルアルデヒド	0.009 ppm 以下	イソ吉草酸	0.001 ppm 以下
		臭気濃度	10 以下

(注) 昭和 47 年環境庁告示第 9 号（特定悪臭物質の測定の方法）

16 用役条件

1) 給排水

受水は敷地内既設井戸から井水を受け入れる。処理後のプラント排水については、本施設内で再利用を図り、施設外への放流は行わない。生活排水は、合併処理浄化槽にて処理後、基本的に場内のプラント系排水処理設備を経て場内再利用とする。再生利用水の用途は、排ガス冷却用噴射水、飛灰処理用水等とする。

2) 電気

現施設の受電方式は、高圧 6.6 kV1 回線受電方式である。受注者が業務遂行上、受電方式を変更する必要がある場合には市と協議の上、受注者の費用負担で行うものとする。なお、現施設の契約電力は 1,010 kW であるが、業務遂行上、契約電力の変更が合理的である場合には、市と協議を行い、これを変更する。

3) 電話

受注者用外線は必要分を受注者が新規で引き込むこととし、新規の引き込みに係る費用については受注者が負担する。

4) ガス

ガスについては、プロパンによる供給とする。

17 車両

運転管理に必要な車両は、受注者が、施設の運転管理・維持管理に支障のないものを用意すること。ただし、以下（表 1.3.13 参照）に掲げる市が所有する車両については、無償で受注者に貸与する。

ただし、当該車両に係る維持管理費（重量税及び保険料相当額を含む。）は、受注者が負担する。

表 1.3.13 現在市が所有している車両・重機一覧（参考）

車両番号	品名	初年度登録年月日	備考
1	4 t アームローラー車	H16. 6.18	コンテナ数量：合計 3 基 各種 場内運搬用
2	4 t ダンプ車	H 1. 8.30	プラザ不燃残渣の場内運搬用
3	解体機	H10. 8.21	粗大処理困難物等解体用
4	ホイールローダー 1.3m ³	H14.10.18	場内運搬用
5	ホイールローダー	H 2. 7. 2	場内運搬用
6	ホイールローダー 小型特殊	H 9. 7. 7	場内運搬用
7	フォークリフト 1.5 t	H14.10.18	場内運搬用（リサイクルプラザ）
8	フォークリフト	H 3. 4.26	場内運搬用（リサイクルセンター）

（注 1）車両番号 3、5 は、使用頻度が高く老朽化が進んでおり修繕費が増加している。

（注 2）上記一覧の他、リサイクルセンターのごみ投入用、搬出物積込用として、ショベルローダー及びフォークリフトを各 1 台使用している。

18 災害発生時等の協力

災害その他不測の事態により、本書に示す計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生するなどの状況に対して、その処理を市が実施しようとする場合、受注者はその処理処分に協力しなければならない。

第4節 運営・維持管理事業条件

1 運営・維持管理事業

運営・維持管理事業は、以下に基づいて行うものとする。

- 1) 入札説明書
- 2) 要求水準書
- 3) 事業契約書
- 4) 質疑応答書
- 5) 運営・維持管理業務提案書
- 6) その他市の指示するもの

2 提出書類の変更

入札時に受注者より提出された書類において、運営期間中に本書に適合しない箇所が発見された場合には、受注者の責任において本書を満足させる変更を行うものとする。

3 要求水準書記載事項

1) 記載事項の補足

本書に記載された事項は、本事業における基本的部分について定めたものであり、これを上回って運営・維持管理することを妨げるものではない。本書に記載されていない事項であっても、施設を運営・維持管理するために必要なものについては、全て受注者の責任において実施しなければならない。

2) 参考図書の取り扱い

本書の図・表等で「(参考)」と記載されたものは、一例を示すものである。受注者は「(参考)」と記載されているもの以外についても、施設を運営・維持管理するために必要なものについては、全て受注者の責任において実施しなければならない。

4 契約金額の変更

2及び3の場合、契約金額の増額等の手続きは行わない。

5 契約期間満了時

事業期間終了時の対応について、市は、本施設の廃止を予定している。

ただし、受注者は、運営期間満了の約3年前に市からの確認があった場合、施設保全状況について報告すること。

第2章 運営・維持管理体制

第1節 全体組織計画

受注者は、本事業にかかる組織として、以下により適切な組織構成を計画すること。

- 1) 受注者は、本事業の現場総括責任者として、廃棄物処理施設技術管理者の資格を有する者で、一般廃棄物焼却施設において1年間以上にわたり現場総括責任者としての実務経験を有する技術者を配置すること。
- 2) 受注者は、第3種電気主任技術者の資格を有する者及び第2種ボイラー・タービン主任技術者の資格を有する者を配置すること。なお、当該有資格者については、本施設における電気事業法上の主任技術者に選任すること。
- 3) 受注者は、危険物取扱い作業に関する資格を有する者を配置すること。なお、当該有資格者については、本施設における消防法上の危険物保安監督者に選任すること。
- 4) 受注者は、本事業を行うに当たり必要な有資格者を配置すること。

表 2.1.1 有資格者一覧表（参考）

資格の種類	主な業務内容
廃棄物処理施設技術管理者	維持管理に関する技術上の業務及び維持管理の事務に従事する職員の監督
クレーン運転士	クレーンの運転
第3種電気主任技術者	電気工作物の工事維持及び運用に関する保安の監督
第2種ボイラー・タービン主任技術者	ボイラー・タービンの工事維持及び運用に関する保安の監督
安全管理者	安全に係る技術的事項の管理(常時 50 人以上の労働者を使用する事業場)
衛生管理者	衛生に係る技術的事項の管理(常時 50 人以上の労働者を使用する事業場)
防火管理者	施設の防火に関する管理者
危険物保安監督者、危険物取扱者	危険物取扱作業の保安・監督
ボイラ取扱作業主任者	ボイラの取扱作業
ガス溶接作業主任者	アセチレン等を用いて行う金属の溶接、切断又は加熱の作業
高圧ガス作業主任者	高圧ガスの取扱、消費等

※その他運営を行うに当たり必要な資格がある場合は、その有資格者を置くこと。

2 労働安全衛生・作業環境管理

受注者は、本事業にかかる労働安全衛生・作業環境管理について、以下により計画すること。

- 1) 受注者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従事者の安全と健康を確保するために、本事業に必要な管理者、組織等を整備すること。
- 2) 受注者は、整備した安全衛生管理体制について市に報告すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに市に報告すること。
- 3) 受注者は、作業に必要な保護具、測定器等を整備し、従事者に使用させること。また、保護具、測定器等は定期的に点検し、安全な状態が保てるようにしておくこと。
- 4) 受注者は、「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（基発第 0110 第 1 号、平成 26 年 1 月 10 日）に基づき、ダイオキシン類ばく露防止対策委員会を設置し、委員会において策定する「ダイオキシン類ばく露防止推進計画」を遵守すること。
- 5) 受注者は、「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（基発第 0110 第 1 号、平成 26 年 1 月 10 日）に基づき、従事者のダイオキシン類ばく露防止対策措置を行うこと。
- 6) 受注者は、ダイオキシン類のばく露防止上必要な組織等を整備し、管理者を設置すること。整備した体制について市に報告すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに市に報告すること。
- 7) 受注者は、日常点検、定期点検等の実施において、労働安全衛生上、問題がある場合は、市と協議のうえ、施設の改善を行うこと。
- 8) 受注者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従事者に対して健康診断を実施すること。
- 9) 受注者は、従事者に対して、定期的に安全衛生教育を行うこと。
- 10) 受注者は、安全確保に必要な訓練を定期的に行うこと。訓練の開催については、事前に市に連絡し、市の参加について協議すること。
- 11) 受注者は、場内の整理整頓及び清潔の保持に努め、施設の作業環境を常に良好に保つこと。

3 防火管理

- 1) 受注者は、消防法等関係法令に基づき、対象施設の防火上必要な組織等を整備すること。
- 2) 受注者は、整備した防火管理体制について市に報告すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに市に報告すること。
- 3) 受注者は、日常点検、定期点検等の実施において、防火管理上、問題がある場合は、市と協議のうえ、施設の改善を行うこと。
- 4) 特に、ごみピット等のごみ貯留場については、入念な防火管理を行うこと。

4 連絡体制

受注者は、平常時及び緊急時の市等への連絡体制を整備、報告すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに市に報告すること。

5 施設警備・防犯体制

- 1) 受注者は、場内の警備体制を整備すること。
- 2) 受注者は、整備した施設警備・防犯体制について市に報告すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに市に報告すること。
- 3) 受注者は、場内警備を実施し、第三者の安全を確保すること。
- 4) 夜間、休日等は、必要に応じて来訪者の対応を行うこと。

6 見学者対応

施設の見学を希望する者の対応は、予約受付、日程調整等は市が行うものとし、受注者は施設見学者の案内、説明等の対応を行うこと。

7 住民対応

受注者は、常に適切な運営・維持管理を行い、また、周辺住民で構成するとちぎクリーンプラザ運営協議会に参画し、市とともに施設の運転状況の説明を行い、運転に関する情報を公開し、周辺住民の理解、協力を得るよう努めること。なお、住民等による意見等があった場合、市との協議の上、適切に対応し、その結果を市に報告すること。

8 帳票類の管理

受注者は、各組織の管理運営に必要な帳票類を整備し管理運用する。

第2節 計量業務

1 受付管理

受注者は、廃棄物、薬剤等副資材、回収物等を搬入・搬出する車両を計量棟において記録・確認し、管理を行わなければならない。

受注者は、直接搬入ごみを搬入しようとする者に対して、直接搬入ごみの排出地域、性状、形状、内容について、市が定める基準を満たしていることを確認すること。基準を満たしていない直接搬入ごみを確認した場合は、受け入れてはならない。また、その旨を速やかに市に報告すること。

2 計量

受注者は、廃棄物、薬剤等副資材、回収物等の計量が必要な搬入・搬出する車両を計量棟において計量し、その記録を管理しなければならない。

3 案内・指示

受注者は、直接搬入ごみの搬入車両に対し、施設までのルートとごみの降ろし場所について、案内・指示しなければならない。

4 ごみ処理手数料の徴収

1) ごみ処理手数料徴収に係る通知・書類の作成等

受注者は、ごみ処理手数料徴収に係る通知・書類を作成し、発送又は市に提出しなければならない。

2) ごみ処理手数料の徴収

受注者は、本施設に直接ごみを搬入しようとする者のうち、現金でごみ処理手数料の支払いをする者から、市が定める金額を、市が定める方法で、徴収しなければならない。受注者は、徴収した料金を市が定める方法によって、市の指定金融機関へ引き渡すこと。

5 受付

計量棟における受付時間は、日曜日及び1月1、2、3日、5月3、4、5日を除く、月曜日から土曜日の午前8時30分から午後4時30分までとする。

なお、市が事前に指示する場合は、上記にかかわらず、受付業務を行うこと。

第3節 運転管理業務

1 ごみ焼却施設に係る運転管理業務

1-1 ごみ焼却施設の運転管理

受注者は、ごみ焼却施設の各設備を適切に運転し、ごみ焼却施設の基本性能（第1章第3節12参照）を発揮し、関係法令、公害防止条件等を遵守し、搬入される廃棄物を適正に処理するとともに、経済的運転に努めること。

1-2 運転条件

受注者は、以下に示す条件に基づき、搬入される廃棄物を滞りなく処理し、施設を適切に運転管理すること。

1) 処理量

運営期間中の処理量は、計画処理量（添付資料1参照）を参照すること。令和2年度の実績値は表2.3.1に示すとおりである。

表 2.3.1 もやすごみ等の処理状況（参考：令和2年度実績値）

	もやすごみ等の処理	
搬入・ 処理量	もやすごみ搬入量	44,390.50 t
	リサイクルラガ及びリサイクルセンター可燃残渣	2,726.11 t
	古紙類及び空カン・空ビン分別量	▲ 305.74 t
	合計（=処理量）	46,810.87 t
1号炉	稼働日数	243.00 日
	稼働時間	5,835.00 時間
	年間処理量	24,102.73 t/年
	1日当たり処理量	99.19 t/日
	時間当たり処理量	4.13 t/時
2号炉	稼働日数	236.00 日
	稼働時間	5,661.00 時間
	年間処理量	22,708.14 t/年
	1日当たり処理量	96.22 t/日
	時間当たり処理量	4.01 t/時

2) 運転時間

施設の運転時間は24h/日とする。

3) 施設動線

- ① 場内の動線については、市の指示する動線を遵守すること。
- ② 緊急時の動線については、市と協議すること。

4) ごみ質

表 2.3.2 もやすごみのごみ質（参考：令和 2 年度実績）

項目		令和 2 年度平均値	単位
成分・組成	紙 ・ 布 類	61.7	%
	ビニール・フﾟラ・ｺﾞﾑ・皮類	24.3	%
	木 ・ 竹 ・ わ ら 類	3.3	%
	厨 芥 類	9.9	%
	不 燃 物 類	0.1	%
	そ の 他	0.6	%
単位容積重量		129.5	kg/m ³
三成分	水 分	42.8	%
	可 燃 物	52.9	%
	配 分	4.4	%
低位発熱量（計算値）		8,895	kJ/kg
測定 量		222.5	kg

（注）昭和 52 年 11 月 4 日付け環整 95 号 別表 2-1

5) 資源化量、最終処分委託量

表 2.3.3 もやすごみの資源化量等の状況（参考：令和 2 年度実績値）

資源回収量	ダンボール	77.91 t	焼磁性物	286.75 t
	新聞紙	12.85 t	溶融スラグ※	821.42 t
	雑誌・その他	54.31 t	—	— t
	計	145.07 t	計	1,108.17 t
最終処分委託量		固化飛灰	1,643.62 t	
		焼却灰	2,667.10 t	
		不良スラグ等	0 t	

※6月～11月の間、溶融スラグの生産を休止していた。

6) 公害防止条件

第 1 章第 3 節 15 参照

7) 用役条件

第 1 章第 3 節 16 参照

1-3 搬入物のごみ質分析

- 1) 受注者は、ごみ焼却施設に搬入された廃棄物のごみ質について、定期的（毎月 1 回以上）に分析・管理を行うこと。

1-4 搬入管理

- 1) 受注者は、安全に搬入が行われるように、プラットホーム内及び施設周辺において搬入車両を誘導・指示すること。必要に応じて誘導員を配置する等、適切な誘導・指示を行うこと。また、ダンピングボックスへの誘導及びダンピングボックスの操作を行うこと。
- 2) 受注者は、搬入される廃棄物について処理不適物の混入防止に努めること。また、正しくごみが分別されていない場合には、指導を行うこと。
- 3) 受注者は、直接搬入されたごみのうち、段ボール箱等に入れられたものについては、その中身について確認すること。また、資源化が可能な紙類、金属類等については、資源化を行うこと。
- 4) 受注者は、上記の選別後に処理不適物が残った場合は、市の指示に従い場内に一時保管し、引取業者への引き渡しを行うこと。
- 5) 受注者は、直接搬入ごみの荷降ろし時に適切な指示及び搬入者の安全確保を行うこと。
- 6) 受注者は、市が不定期に行う展開検査（パッカー車等の中身の検査）に協力すること。

1-5 適正処理

- 1) 受注者は、搬入された廃棄物を、関係法令、施設の公害防止条件等を遵守し、適正に処理すること。
- 2) 受注者は、焼却残渣を灰溶融処理によりスラグ化することを原則とする。
- 3) 受注者は、ごみ焼却施設より回収される固化飛灰等が関係法令、公害防止条件等を満たすように適正に処理すること。固化飛灰等が上記の関係法令、公害防止条件等を満たさない場合、受注者は上記の関係法令、公害防止条件等を満たすよう必要な処理を行うこと。

1-6 適正運転

受注者は、関係法令、公害防止条件等を満たすよう施設を運転すること。

1-7 残渣の搬出

受注者は、ごみ焼却施設より発生する焼却灰及び固化飛灰が関係法令、公害防止条件等を満たすことを定期的を確認し、灰ピット及びストックヤードにて引取業者への引き渡しを行うこと。

品名	積込者
焼却灰・固化飛灰	受注者
溶融スラグ	受注者
焼磁生物	受注者

1-8 回収物の搬出・資源化の促進

受注者は、ごみ焼却施設より発生する溶融固化物（スラグ）等が、公害防止条件等を満たすことを定期的を確認した上で、市の指示に従い場内に保管し、引取業者への引き渡しを行うこと。

1-9 搬出物の性状分析

- 1) 受注者は、ごみ焼却施設より搬出される焼却灰、固化飛灰、熔融固化物等の量について計量・管理を行うこと。
- 2) 受注者は、ごみ焼却施設より搬出される焼却灰、固化飛灰、熔融固化物等の性状について定期的に分析・管理を行うこと。

1-10 余剰電力

ごみ焼却施設において発電した電力のうち、余剰電力について電力会社等へ供給すること。

1-11 運転管理体制

- 1) 受注者は、ごみ焼却施設を適切に運転するために、運転管理体制を整備すること。
- 2) 受注者は、整備した運転管理体制について市に報告し、市の承諾を得ること。
- 3) 受注者は、運転管理体制を変更した場合は速やかに市に報告し、市の承諾を得ること。

1-12 運転計画

- 1) 受注者は、市と協議のうえ、計画処理量に基づく施設の点検、補修等を考慮した年間運転計画を毎年度策定し、市に提出すること。
- 2) 受注者は、年間運転計画に基づき、毎月、月間運転計画を策定し、市に提出すること。
- 3) 受注者は、策定した年間運転計画及び月間運転計画に変更が生じる場合、市と協議のうえ、計画を変更すること。

1-13 運転管理マニュアル

- 1) 受注者は、施設の運転操作に関して、操作手順、方法について取扱説明書に基づき基準化した運転管理マニュアルを作成し、市の承諾を得ること。
- 2) 運転管理マニュアルには、爆発・火災事故の発生防止対策等について定めること。
- 3) 受注者は、運転管理マニュアルに基づいた運転を実施すること。
- 4) 受注者は、市の承諾を得て、施設の運転状況にあわせ、運転管理マニュアルを随時改善すること。

1-14 運転管理記録の作成及び報告

受注者は、各施設機器の運転データ、電気等の用役データを記録するとともに、分析値、補修、故障及び事故等の内容を含んだ運転日誌、業務日報、月次業務報告書、年次業務報告書等を作成し、市に報告すること。

2 リサイクルプラザに係る運転管理業務

1) リサイクルプラザの運転

受注者は、リサイクルプラザの各設備を適切に運転し、リサイクルプラザの基本性能（第1章第3節12参照）を発揮し、搬入される廃棄物を、関係法令、リサイクル

プラザの公害防止条件等を遵守し適正に処理するとともに、経済的運転に努めること。

2) 運転条件

受注者は、以下に示す運転条件に基づき、搬入される廃棄物を滞りなく処理できるように、施設を適切に運転管理すること。

(1) 処理量

運営期間中の処理量は、計画処理量（添付資料 1 参照）を参照とすること。なお、令和 2 年度の実績値は、表 2.3.4、表 2.3.5 及び表 2.3.6 に示すとおりである。

表 2.3.4 もやさないごみ、粗大ごみ等の処理状況（参考：令和 2 年度実績）

もやさないごみ、粗大ごみ及び有害ごみ処理		
搬入量	もやさないごみ	3,372.59 t
	粗大ごみ	1,139.01 t
	リサイクル不燃残渣	55.62 t
	合計	4,567.22 t
処理内訳	再生品提供事業	14.64 t
	破碎施設処理量	4,196.85 t
	解体による資源化量等（鉄ガラ、アルミ、非鉄、処理困難物等）	355.73 t
破碎施設稼働状況	年間処理量	4,196.85 t/年
	1日当たり処理量	20.47 t/日
	時間当たり処理量	5.34 t/時

表 2.3.5 ペットボトル、トレイの処理状況（参考：令和 2 年度実績）

ペットボトル・トレイの処理		
処理施設稼働状況	搬入・処理量（ペットボトル・トレイ）	618.25 t
	稼働日数 227 日	1日当たり処理量 2.72 t/日
	稼働時間 1,177 時間	時間当たり処理量 0.53 t/時

表 2.3.6 小型家電の搬入量と資源化量の状況（参考：令和 2 年度実績値）

小型家電		
搬入量	収 集	260.54 t
	もやさないごみ等からの分別量	89.19 t
	合 計	349.73 t
資源化量	パソコン	4.88 t
	携帯電話	0.16 t
	コード類	13.66 t
	その他の小型家電	333.07 t
	合 計	351.77 t

※搬入量と資源化量の差は、未処理分による。

(2) 運転時間

施設の運転時間は、原則として、午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間とする。

(3) 施設動線

- ① 場内の動線については、市の指示する動線を遵守すること。
- ② 緊急時の動線については市と協議すること。

(4) 資源化量、残渣量等の状況(令和 2 年度実績)

リサイクルプラザにおける資源化等の状況は、表 2.3.7 に示すとおりである。

表 2.3.7 もやさないごみ等の処理状況(参考：令和 2 年度実績値)

・破碎施設処理内訳

資源回収量	ｼﾚｯﾀﾞ-鉄	333.01 t	ｼﾚｯﾀﾞ-ｱﾙﾐ	79.80 t
最終処分委託量（不燃残渣）			1,173.52 t	
可燃残渣（焼却施設へ）			2,610.52 t	

・処理困難物等の委託処理内訳

資源回収量	鉄ガラ	248.86 t	非鉄・アルミガラ	14.10 t
資源化処理 委 託 量	廃ベッド等	21.65 t	家電 4 品目	17.48 t
	廃モーター	2.10 t	廃乾電池	44.90 t
	廃消火器	0 t	廃蛍光管	0 t
	廃バッテリー	0.16 t	廃タイヤ	2.26 t

表 2.3.8 ペットボトル等の処理状況(参考：令和 2 年度実績値)

資源回収量	ﾊﾟｯﾄﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	498.18 t	その他プラ（トレイ）	17.40 t
可燃残渣（焼却施設へ）			102.67 t	

(5) 公害防止条件
第1章第3節15参照

(6) 用役条件
第1章第3節16参照

3) 搬入物の組成分析

受注者は、リサイクルプラザに搬入された廃棄物の組成について、定期的（年1回以上）に分析・管理を行うこと。

4) 搬入管理

- (1) 受注者は、安全に搬入が行われるように、プラットホーム内及び施設周辺において搬入車両を誘導・指示すること。また、必要に応じて誘導員を配置する等、適切な誘導・指示を行うこと。
- (2) 受注者は、搬入される廃棄物について処理不適物の混入防止に努めること。また、正しくごみが分別されていない場合には、指導を行うこと。なお、平成28年度より回収を開始した小型家電について対象品目の分別、資源化を行うこと。
- (3) 受注者は、搬入される廃棄物の荷降ろし時に分別等の適切な指示及び搬入者の安全確保を行うこと。
- (4) 受注者は、処理不適物を発見した場合、処理不適物のうち、ごみ焼却施設で処理可能な廃棄物を選別後、処理不適物が残った場合は、市の指示に従い場内に保管し、引取業者への引き渡しを行うこと。
- (5) 受注者は、不燃性粗大ごみと可燃性粗大ごみに区分したうえで、可燃性粗大ごみについては、一時貯留後、粗破砕機に投入すること。
- (6) 受注者は、粗大ごみについて、破砕機への投入に適するサイズまで重機等の使用により解体するなど、必要な前処理を行ったうえで受入ホッパに投入すること。

5) 適正処理

- (1) 受注者は、搬入された廃棄物を、関係法令、施設の公害防止条件等を遵守し、適正に処理を行うこと。
- (2) 受注者は、搬入されるペットボトル・トレイについては、（公財）日本容器包装リサイクル協会「分別基準適合物引取りガイドライン」の品質基準を満たすよう適切に処理すること。
- (3) 火災廃材等は、重機等の使用により解体し、適正に処理を行うこと。

6) 適正運転

受注者は、関係法令、公害防止条件等を満たすよう施設を運転すること。

7) その他の資源物の搬出管理

受注者は、アルミ、鉄などの資源物を、ストックヤードに運搬及び、バンカから直接再資源化事業者へ引き渡すため、適切に保管・管理し、搬出・引き渡しを行うこと。

8) 残渣の搬出

受注者は、リサイクルプラザより発生する不燃残渣等を、市の指示に従い場内に保管し、引取業者への引き渡しを行うこと。

品名	積込者
不燃残渣	引取業者
新聞紙	引取業者
雑誌	引取業者
段ボール	引取業者
ペットプレス	引取業者
その他プラプレス	引取業者
鉄ガラ	引取業者
シュレッダー鉄	引取業者
シュレッダーアルミ	引取業者
非鉄ガラ	引取業者
廃モーター類	引取業者
小型家電	受注者
廃家電	引取業者
処理不適物	受注者

9) 運転管理体制

- (1) 受注者は、リサイクルプラザを適切に運転するために、運転管理体制を整備すること。
- (2) 受注者は、整備した運転管理体制について市に報告し、市の承諾を得ること。
- (3) 受注者は、運転管理体制を変更した場合は速やかに市に報告し、市の承諾を得ること。

10) 運転計画

- (1) 受注者は、市と協議のうえ、計画処理量に基づく施設の点検、補修等を考慮した年間運転計画を毎年度策定し、市に提出すること。
- (2) 受注者は、年間運転計画に基づき、毎月、月間運転計画を策定し、市に提出すること。
- (3) 受注者は、策定した年間運転計画及び月間運転計画に変更が生じる場合、市と協議のうえ、計画を変更すること。

11) 運転管理マニュアル

- (1) 受注者は、施設の運転操作に関して、操作手順、方法について取扱説明書に基づき基準化した運転管理マニュアルを作成し、市の承諾を得ること。
- (2) 運転管理マニュアルには、爆発・火災事故の発生防止対策等について定めること。
- (3) 受注者は、運転管理マニュアルに基づいた運転を実施すること。
- (4) 受注者は、市の承諾を得て、施設の運転状況にあわせ、運転管理マニュアルを随時改善すること。

12) 運転管理記録の作成及び報告

受注者は、各施設機器の運転データ、電気等の用役データを記録するとともに、分析値、補修、故障及び事故等の内容を含んだ運転日誌、業務日報、月次業務報告書、年次業務報告書等を作成し、市に報告すること。

3 リサイクルセンターに係る運転管理業務

1) リサイクルセンターの運転

受注者は、リサイクルセンターの各設備を適切に運転し、リサイクルセンターの基本性能（第1章第3節12参照）を発揮し、搬入される廃棄物を、関係法令、リサイクルセンターの公害防止条件等を遵守し適切に処理するとともに、経済的運転に努めること。

2) 運転条件

受注者は、以下に示す条件に基づき、搬入される廃棄物を滞りなく処理し、施設を適切に運転管理すること。

(1) 処理量

運営期間中の処理量は、計画処理量（添付資料1参照）を参照すること。なお、令和2年度の実績値は表2.3.9に示すとおりである。

表 2.3.9 空カン・空ビンの処理状況（参考：令和2年度実績値）

		空カン・空ビンの処理		
搬入量	空カン・空ビン搬入量		1,530.54 t	
	もやすごみ等からの分別量		71.48 t	
	合計（＝処理量）		1,602.02 t	
処理施設	稼働日数	210 日	1日当たり処理量	7.63 t/日
稼働状況	稼働時間	1,074 時間	時間当たり処理量	1.49 t/時

(2) 運転時間

施設の運転時間は、原則として、午前8時30分から午後5時までの間とする。

(3) 施設動線

- ① 場内の動線については、市の指示する動線を遵守すること。
- ② 緊急時の動線については、市と協議すること。

(4) 資源化量、残渣量等の状況(令和2年度実績)

リサイクルセンターにおける空カン、空ビンの処理の状況は、表2.3.10に示すとおりである。

表 2.3.10 資源化量、残渣量の状況(参考：令和2年度実績値)

資源回収量	無色カレット	329.20 t	鉄プレス品	214.29 t
	茶色カレット	447.06 t	アルミプレス品	238.85 t
	その他カレット	152.33 t	カレット残渣	149.71 t
可燃残渣（焼却施設へ）			12.92 t	
不燃残渣（破碎施設へ）			57.66 t	

(5) 公害防止条件
第1章第3節15参照

(6) 用役条件
第1章第3節16参照

3) 搬入物の性状組成分析

受注者は、リサイクルセンターに搬入された廃棄物の組成について、定期的（年1回以上）に分析・管理を行うこと。

4) 搬入管理

- (1) 受注者は、安全に搬入が行われるように、施設周辺において搬入車両を誘導・指示すること。また、必要に応じて誘導員を配置する等、適切な誘導・指示を行うこと。
- (2) 受注者は、リサイクルセンターに搬入される廃棄物について、処理不適物の混入防止に努めること。

5) 適正処理

- (1) 受注者は、搬入された廃棄物を、関係法令、施設の公害防止条件等を遵守し、適切に処理を行うこと。
- (2) 受注者は、リサイクルセンターの選別系統より回収されるアルミニウム類、鉄類が「リサイクルセンター建設工事 発注仕様書」において保証される純度・回収率を満たすように適正に処理すること。また、同様に、受注者は、リサイクルセンターの選別系統より回収されるカレット類が（公財）日本容器包装リサイクル協会「分別基準適合物引取りガイドライン」の品質基準を満たすよう適切に処理すること。
- (3) アルミニウム類、鉄類の成型物は、運搬時に容易に崩れないものとする。

6) 適正運転

受注者は、施設の運転が、関係法令、リサイクルセンターの公害防止条件等を満たしていることを確認すること。

7) その他の資源物の搬出管理

受注者は、空カン、空ビンなどの資源物を場内に保管し、引取業者へ引き渡すため、適切に保管・管理し、搬出・引き渡しを行うこと。

品名	積込者
鉄缶プレス	引取業者
アルミ缶プレス	引取業者
カレット	引取業者
カレット残渣	受注者

8) 運転管理体制

- (1) 受注者は、リサイクルセンターを適切に運転するために、運転管理体制を整備すること。
- (2) 受注者は、整備した運転管理体制について市に報告し、市の承諾を得ること。
- (3) 受注者は、運転管理体制を変更した場合は速やかに市に報告し、市の承諾を得ること。

9) 運転計画

- (1) 受注者は、市と協議のうえ、計画処理量に基づく施設の点検、補修等を考慮した年間運転計画を毎年度策定し、市に提出すること。
- (2) 受注者は、年間運転計画に基づき、毎月、月間運転計画を策定し、市に提出すること。
- (3) 受注者は、策定した年間運転計画及び月間運転計画に変更が生じる場合、市と協議のうえ、計画を変更すること。

10) 運転管理マニュアル

- (1) 受注者は、施設の運転操作に関して、操作手順、方法について取扱説明書に基づき基準化した運転管理マニュアルを作成し、市の承諾を得ること。
- (2) 運転管理マニュアルには、爆発・火災事故の発生防止対策等について定めること。
- (3) 受注者は、運転管理マニュアルに基づいた運転を実施すること。
- (4) 受注者は、市の承諾を得て、施設の運転状況にあわせ、運転管理マニュアルを随時改善すること。

11) 運転管理記録の作成及び報告

受注者は、各施設機器の運転データ、電気等の用役データを記録するとともに、分析値、補修、故障及び事故等の内容を含んだ運転日誌、業務日報、月次業務報告書、年次業務報告書等を作成し、市に報告すること。

第4節 維持管理業務（保守管理・補修点検）

1 計量棟に係る維持管理業務

1-1 施設の機能維持

受注者は、計量棟の設備・機器等を適切に管理し、基本性能（第1章第3節12参照）を運営期間にわたり維持すること。

1-2 点検・検査計画

- 1) 受注者は、毎年度、施設の運転に支障がなく、効率的に実施できるような点検・検査計画を策定すること。
- 2) 点検・検査計画については、日常点検、定期点検（表2.4.1）、法定点検・検査（表2.4.2）、自主検査等の内容（機器の項目、頻度等）を記載した点検・検査計画書（毎年度のもの、運営期間を通じたもの）を作成し、市の承諾を得ること。
- 3) 全ての点検・検査は、運転の効率性を考慮し計画すること。

表 2.4.1 処理施設の点検（参考）

No.	項目	概要	作業内容
1	日常点検	点検清掃等の簡易な保全作業により使用設備の維持管理を行う。	点検・清掃作業
2	定期点検	設備の異常を予知して、定期的に点検(週例、月例、3か月点検)を行い、故障を未然に防止する。	巡回点検 日常保全のチェックと指導をあわせて実施

表 2.4.2 法定点検項目（参考）

No.	項目	法令・通知等	備考
1	計量器	計量法 定期検査	2年に1回
2	その他必要な項目	関係法令	関係法令の規定

1-3 点検・検査の実施

- 1) 点検・検査は、毎年度提出する点検・検査計画に基づいて実施すること。
- 2) 日常点検で異常が発見された場合や故障が発生した場合等は、受注者は臨時点検を実施すること。
- 3) 点検・検査に係る記録は適切に管理し、運営期間中又は市との協議による年数保管すること。
- 4) 点検・検査結果報告書を作成し、市に提出すること。

1-4 補修計画

- 1) 受注者は、点検、検査により設備・機器の耐久度と消耗状況を把握したうえで、各年度の補修計画を策定し、市の承諾を得ること。
- 2) 補修結果報告書を作成し、市に提出すること。

1-5 補修の実施

- 1) 受注者は、点検・検査結果に基づき、施設の基本性能を維持するために、補修を行うこと。
- 2) 補修に際しては、補修計画書を市に提出し、承諾を得ること。
- 3) 各設備・機器の補修に係る記録は、適切に管理し、運営期間中又は市との協議による年数保管すること。
- 4) 受注者が行うべき補修の範囲は、以下のとおりである（表 2.4.3）。
 - ① 点検・検査結果により、設備の基本性能を維持するための部分取替、調整
 - ② 設備が故障した場合の修理、調整
 - ③ 再発防止のための修理、調整
- 5) 災害等の不可抗力による損傷等、受注者の責に帰さないものについては、受注者は補修の責を有さないが、臨機の措置を取り、遅滞無く市に報告すること。

表 2.4.3 補修業務の範囲（参考）

作業区分		概要	作業内容（例）
補修業務	予防保全	定期点検整備 （オーバーホール、中間点検の補修）	定期的に点検検査又は部分取替を行い、突発故障を未然に防止する。 ・部分的な分解点検検査 ・調整 ・部分取替 ・精度検査 等
		更正修理 （補修）	設備性能の劣化を回復させる。 （原則として設備全体を分解して行う大掛かりな修理をいう。） 設備の分解→各部点検→部品の修正又は取替→組付→調整→精度チェック
		予防修理	異常の初期段階に、不具合箇所を早急に処理する。 日常保全及びパトロール点検で発見した不具合箇所の修理
	事後保全	緊急事後保全 （突発修理）	設備が故障して停止したとき、又は性能が著しく劣化したときに早急に復元する。 突発的に起きた故障の復元と再発防止のための修理
		通常事後保全 （事後修理）	経済的側面を考慮して、予知できる故障を発生後に早急に復元する。 故障の修理、調整

※表中の業務は、プラント設備、建築設備のいずれにも該当する。

1-6 施設の保全

受注者は、施設の照明、給排水衛生設備、空調設備等の点検を定期的に行い、適切な修理交換等を行うこと。

1-7 改良保全

市と受注者は、施設の機能向上のための改良保全に関する計画を提案することができ、提案が行われた場合、市と受注者は協議すること。

ここでいう改良保全とは、著しい技術または運営手法の革新等（以下「新技術等」という。）がなされ、本業務に関して新技術等を導入することにより、作業量の軽減、省力化、作業内容の軽減、使用する薬剤その他消耗品の使用量、CO₂排出量の削減等が見込めるような改良をいう。

2 ごみ焼却施設に係る維持管理業務

2-1 備品・什器・物品・用役の調達計画

受注者は、施設全体の年間運転計画に基づき、経済性を考慮した備品・什器・物品・用役の年間調達計画を策定し、提出すること。

2-2 備品・什器・物品・用役の管理

市は、運営期間開始時に、市の所有するごみ焼却施設に係る予備品、消耗品を受注者に引き渡すので、受注者は、調達計画に基づき調達した備品・什器・物品・用役を常に安全に保管し、必要な際には支障なく使用できるように適切に管理すること。

2-3 施設の機能維持

受注者は、施設の設備・機器等を適切に管理し、基本性能（第1章第3節12参照）を運営期間にわたり維持すること。

2-4 点検・検査計画

- 1) 受注者は、毎年度、施設の運転に支障がなく、効率的に実施できるような点検・検査計画を策定すること。
- 2) 点検・検査計画については、日常点検、定期点検、法定点検・検査（表 2.4.4、表 2.4.5、表 2.4.6）、自主検査等の内容（機器の項目、頻度等）を記載した点検・検査計画書（毎年度のもの、運営期間を通じたもの）を作成し、市の承諾を得ること。
- 3) 全ての点検・検査は、運転の効率性を考慮し計画すること。
- 4) 受注者は、ストックマネジメントの観点から、「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（ごみ焼却施設編）（環境省令和3年3月改訂）」等に基づき作成した、とちぎクリーンプラザ長寿命化総合計画書のうち、施設保全計画を適切に見直しながら運用すること。

表 2.4.4 法定点検項目①（参考）

No	項目	法令・通知等		備考
1	計量器	計量法	定期検査	2年に1回
2	クレーン	労働安全衛生法 クレーン等安全規則	検査証の有効期間等 定期自主検査 定期自主検査 性能検査	1月以内ごとに1回 1年以内ごとに1回 2年以内ごとに1回
3	発電用ボイラ	電気事業法 同法施行規則 ボイラ	定期検査	保安規程 1年を経過した日の前後1月を超えない時期 2年を経過した日の前後1月を超えない時期
4	タービン	電気事業法 同法施行規則 タービン	定期検査	保安規程 4年を経過した日の前後1月を超えない時期
5	第1種圧力容器	労働安全衛生法 ボイラ及び圧力容器 安全規則	検査前の有効期間等 定期自主検査 性能検査	1月以内ごとに1回 1年以内ごとに1回
6	第2種圧力容器	ボイラ及び 圧力容器安全規則	定期自主検査	1年以内ごとに1回
7	小型ボイラ 小型圧力容器	ボイラ及び 圧力容器安全規則	定期自主検査	1年以内ごとに1回
8	受配電設備	電気事業法	電気設備技術基準	保安規程
9	消防用設備	消防法 同法施行規則	機器点検 総合点検	6月以内ごとに1回 1年以内ごとに1回
10	危険物の貯蔵所	消防法	維持管理 点検	定期
11	エレベーター	労働安全衛生法 クレーン等安全規則	検査証の有効期間等 定期自主検査 定期自主検査 性能検査	1月以内ごとに1回 1年以内ごとに1回 1年以内ごとに1回
12	ダイオキシン類 濃度	廃棄物の処理及び清掃に 関する法律 同法施行規則 ダイオキシン類対策 特別措置法		1年以内ごとに1回（排ガス、も えがら、ばいじん）
13	ごみ質 （もやすごみ）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項に ついて（環整95号） 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に 関する特別措置法		月1回以上（廃棄物処理法に よる年4回以上を含む。）
14	焼却残さの熱しゃく減 量	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 同法施行規則		月1回以上
15	焼却室出口温度	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 同法施行規則		常時

表 2.4.5 法定点検項目②（参考）

No	項目	法令・通知等	備考	
16	再利用水の 水質	水素イオン濃度	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 同法施行規則	月 1 回以上
		生物化学的酸素要求量		
		化学的酸素要求量		
		浮遊物質		
		大腸菌群数		
		カドミウム及びその化合物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 同法施行規則	年 1 回以上
		鉛及びその化合物		
		シアン化合物		
		水銀及びアルキル水銀		
		その他の水銀化合物		
17	ばい煙	いおう酸化物	大気汚染防止法 同法施行規則	処理能力 4 t /時以上の施設 2 か月 1 回以上
		ばいじん		
		塩化水素	栃木県生活環境の保全等に関する条例	
		窒素酸化物		
		水銀及びその化合物 (ガス状及び粒子状)		
18	その他必要な項目	関係法令	関係法令の規定	

表 2.4.6 その他各種分析業務委託一覧

項目	内容	検体数	測定頻度	
排ガス	ダイオキシン類（1 炉 1 検体×2 炉）	2 検体	年 2 回	
溶融スラグ (注 1)	溶出試験	カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素、ほう素	1 検体	1 か月に 1 回以上
	含有試験	カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素、ほう素		1 か月に 1 回以上
	物性試験	粒度範囲、表乾密度、吸水率		3 か月に 1 回以上
	物性試験	化学成分、膨張性、表乾密度・絶乾密度及び吸水率、安定性、単位容積重量及び粒径判定実積率、微粒分量、アルカリ反応性、粒度及び粗粒率		3 か月に 1 回以上
		ダイオキシン類	1 検体	年 1 回
焼却灰及び 固化飛灰 (注 2)	溶出試験	アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン、1,4-ジブチル	3 検体	年 4 回
	溶出試験	有機リン、シアン化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロフルン、テトラクロロフルン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロフルン、シス-1,2-ジクロロフルン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン	3 検体	年 1 回
		ダイオキシン類（焼却灰及び飛灰×2 炉）	4 検体	年 1 回
残不渣燃	組成分析	ガラス・陶磁器類、硬質プラスチック類、鉄、アルミニウム・非鉄、可燃物・ヒートン類、見かけ比重	1 検体	年 1 回
ンクリ	ダイオキシン類（焼却炉及び溶融炉×各 2 炉）	4 検体	年 1 回	

(注 1) 溶融スラグ試験は、6 か月に 1 回以上、公的試験機関において行う。

(注 2) 固化飛灰は、二次固化飛灰、溶融固化飛灰（溶融されない場合は一次固化飛灰）をいう。

2-5 点検・検査の実施

- 1) 点検・検査は、毎年度提出する点検・検査計画に基づいて実施すること。
- 2) 日常点検で異常が発生した場合や故障が発生した場合等は、受注者は臨時点検を実施すること。
- 3) 点検・検査に係る記録は適切に管理し、運営期間中又は市との協議による年数保管すること。
- 4) 点検・検査結果報告書を作成し、市に提出すること。

2-6 補修計画

- 1) 受注者は、運営期間を通じた補修計画を策定し、市の承諾を得ること。なお、補修計画策定時には、季節変動を十分考慮すること。
- 2) 運営期間を通じた補修計画は、点検・検査結果に基づき毎年度更新し、市の承諾を得ること。
- 3) 点検・検査結果に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の補修計画を策定し、市の承諾を得ること。
- 4) 作成した補修計画について、運用の過程で見直すべき点が明らかになった場合は、PDCA サイクルの流れで適宜見直しを行うこと。
- 5) 受注者が計画すべき補修の範囲は、点検・検査結果により、設備の基本性能を維持するための部分取替、調整等である。

2-7 補修の実施

- 1) 受注者は、点検・検査結果に基づき、施設の基本性能を維持するために補修または更新を行うこと。
- 2) 補修に際しては、補修工事施工計画書を市に提出し、承諾を得ること。
- 3) 各設備・機器の補修に係る記録は、適切に管理し、運営期間中又は市との協議による年数保管すること。
- 4) 受注者が行うべき補修の範囲は、以下のとおりである（表 2.4.3）。
 - ① 点検・検査結果により、設備の基本性能を維持するための部分取替、調整
 - ② 設備が故障した場合の修理、調整
 - ③ 再発防止のための修理、調整
- 5) 災害等の不可抗力による損傷等受注者の責に帰さないものについては、受注者は補修の責を有さないが、臨機の措置を取り、遅滞無く市に報告すること。

2-8 施設の保全

受注者は、施設の照明・採光設備、給排水衛生設備、空調設備等の点検を定期的に行い、適切な修理交換等を行うこと。特に見学者等第三者が立ち入る場所については、適切に点検、修理、交換等を行うこと。

2-9 公害監視盤の管理

受注者は、公害監視盤の点検を定期的に行い、適切な管理・補修を行うこと。

2-10 安全衛生管理・作業環境管理

- 1) 受注者は、安全衛生管理体制に基づき、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。
- 2) 「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（基発第0110第1号、平成26年1月10日）に基づき、運転、点検等の作業の際における作業者のダイオキシン類のばく露防止措置を行うこと。
- 3) 受注者は、作業環境に関する調査・計測を行い、作業環境管理報告書を市に提出すること。
- 4) 受注者は、施設における標準的な安全作業の手順（安全作業マニュアル）を定め、その励行に努め、作業行動の安全を図ること。
- 5) 安全作業マニュアルは、施設の作業状況に応じて随時改善し、その周知徹底を図ること。

2-11 機器更新

- 1) 受注者は、運営期間内における施設の基本性能を維持するために、機器の耐用年数を考慮した運営期間にわたる更新計画を策定し、市の承諾を得ること。
- 2) 受注者は、運営期間中に市が求める場合は、最新の更新計画を策定し、市の承諾を得ること。
- 3) 受注者は、更新計画の対象となる機器について、更新計画を踏まえ、機器の耐久度・消耗状況により、機器の更新を行うこと。ただし、法令改正、不可抗力によるものは、受注者による機器更新の対象から除くものとする。

2-12 改良保全

市と受注者は、施設の機能向上のための改良保全に関する計画を提案することができ、提案が行われた場合、市と受注者は協議すること。

ここでいう改良保全とは、本業務に関して新技術等を導入することにより、作業量の軽減、省力化、作業内容の軽減、使用する薬剤その他消耗品の使用量、CO₂排出量の削減等が見込めるような改良をいう。

3 リサイクルプラザに係る維持管理業務

3-1 備品・什器・物品・用役の調達計画

受注者は、施設全体の年間運転計画に基づき、経済性を考慮した備品・什器・物品・用役の年間調達計画を策定し、提出すること。

3-2 備品・什器・物品・用役の管理

市は、運営期間開始時に、市の所有するリサイクルプラザに係る予備品、消耗品を受注者に引き渡すので、受注者は、調達計画に基づき調達した備品・什器・物品・用役を常に安全に保管し、必要な際には支障なく使用できるように適切に管理すること。

3-3 施設の機能維持

受注者は、施設の設備・機器等を適切に管理し、基本性能（第1章第3節12 参照）を運営期間にわたり維持すること。

3-4 点検・検査計画

- 1) 受注者は、毎年度、施設の運転に支障がなく、効率的に実施できるような点検・検査計画を策定すること。
- 2) 点検・検査計画については、日常点検、定期点検（表 2.4.7）、法定点検・検査（表 2.4.8）、自主検査等の内容（機器の項目、頻度等）を記載した点検・検査計画書（毎年度のもの、運営期間を通じたもの）を作成し、市の承諾を得ること。
- 3) 全ての点検・検査は、運転の効率性を考慮し計画すること。

表 2.4.7 処理施設の点検（参考）

No.	項目	概要	作業内容
1	日常点検	点検清掃等の簡易な保全作業により使用設備の維持管理を行う。	点検・清掃作業
2	定期点検	設備の異常を予知して、定期的に点検(週例、月例、3か月点検)を行い、故障を未然に防止する。	巡回点検 日常保全のチェックと指導をあわせて実施

表 2.4.8 法定点検項目（参考）

No	項目	法令・通知等		備考
1	一般廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	維持管理	定期
2	クレーン	労働安全衛生法 クレーン等安全規則	検査証の有効期間等 定期自主検査 定期自主検査 性能検査	1月以内ごとに1回 1年以内ごとに1回 2年以内ごとに1回
3	受配電設備	電気事業法	電気設備技術基準	保安規程
4	消防用設備	消防法 同法施行規則	機器点検 総合点検	6月以内ごとに1回 1年以内ごとに1回
5	危険物の貯蔵所	消防法	維持管理 点検	定期
6	フォークリフト、ホイールローダ 特定自主検査	労働安全衛生規則第151条の21	定期自主検査 特定自主検査	1月以内ごとに1回 1年以内ごとに1回
7	酸素濃度計、ガス検知計、ピット発火監視装置校正及び定期点検	計量法	定期検査	2年ごとに1回
8	その他必要な項目	関係法令		関係法令の規定

3-5 点検・検査の実施

- 1) 点検・検査は、毎年度提出する点検・検査計画に基づいて実施すること。
- 2) 日常点検で異常が発見された場合や故障が発生した場合等は、受注者は臨時点検を実施すること。
- 3) 点検・検査に係る記録は適切に管理し、運営期間中又は市との協議による年数保管すること。
- 4) 点検・検査結果報告書を作成し、市に提出すること。

3-6 補修計画

- 1) 受注者は、運営期間を通じた補修計画を策定し、市の承諾を得ること。なお、補修計画策定時には、季節変動を十分考慮すること。
- 2) 運営期間を通じた補修計画は、点検・検査結果に基づき毎年度更新し、市の承諾を得ること。
- 3) 点検・検査結果に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の補修計画を策定し、市の承諾を得ること。
- 4) 作成した補修計画について、運用の過程で見直すべき点が明らかになった場合は、PDCAサイクルの流れで適宜見直しを行うこと。
- 5) 受注者が計画すべき補修の範囲は、点検・検査結果により、設備の基本性能を維持するための部分取替、調整等である。

3-7 補修の実施

- 1) 受注者は、補修計画に基づき、施設の基本性能を維持するために、補修または更新を行うこと。
- 2) 補修に際しては、補修工事施工計画書を市に提出し、承諾を得ること。
- 3) 各設備・機器の補修に係る記録は、適切に管理し、運営期間中又は市との協議による年数保管すること。
- 4) 受注者が行うべき補修の範囲は、以下のとおりである（表 2.4.3）。
 - ① 点検・検査結果により、設備の基本性能を維持するための部分取替、調整
 - ② 設備が故障した場合の修理、調整
 - ③ 再発防止のための修理、調整
- 5) 災害等の不可抗力による損傷等受注者の責に帰さないものについては、受注者は補修の責を有さないが、臨機の措置を取り、遅滞無く市に報告すること。

3-8 施設の保全

受注者は、施設の照明・採光設備、給排水衛生設備、空調設備等の点検を定期的に行い、適切な修理交換等を行うこと。特に、見学者等第三者の立ち入る場所については、適切に点検、修理、交換等を行うこと。

3-9 安全衛生管理・作業環境管理

- 1) 受注者は、安全衛生管理体制に基づき、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。
- 2) 受注者は、作業環境に関する調査・計測を行い、作業環境管理報告書を市に提出すること。
- 3) 受注者は、施設における標準的な安全作業の手順（安全作業マニュアル）を定め、その励行に努め、作業行動の安全を図ること。
- 4) 安全作業マニュアルは、施設の作業状況に応じて随時改善し、その周知徹底を図ること。

3-10 改良保全

市と受注者は、施設の機能向上のための改良保全に関する計画を提案することができ、提案が行われた場合、市と受注者は協議すること。

ここでいう改良保全とは、本業務に関して新技術等を導入することにより、作業量の軽減、省力化、作業内容の軽減、使用する薬剤その他消耗品の使用量、CO₂排出量の削減等が見込めるような改良をいう。

4 リサイクルセンターに係る維持管理業務

4-1 備品・什器・物品・用役の調達計画

受注者は、施設全体の年間運転計画に基づき、経済性を考慮した備品・什器・物品・用役の年間調達計画を策定し、提出すること。

4-2 備品・什器・物品・用役の管理

市は、運営期間開始時に、市の所有するリサイクルセンターに係る予備品、消耗品を受注者に引き渡すので、受注者は、調達計画に基づき調達した備品・什器・物品・用役を常に安全に保管し、必要な際には支障なく使用できるように適切に管理すること。

4-3 施設の機能維持

受注者は、施設の設備・機器等を適切に管理し、基本性能（第1章第3節12参照）を運営期間にわたり維持すること。

4-4 点検・検査計画

- 1) 受注者は、毎年度、施設の運転に支障がなく、効率的に実施できるような点検・検査計画を策定すること。
- 2) 点検・検査計画については、日常点検、定期点検（表 2.4.9）、法定点検・検査（表 2.4.10）、自主検査等の内容（機器の項目、頻度等）を記載した点検・検査計画書（毎年度のもの、運営期間を通じたもの）を作成し、市の承諾を得ること。
- 3) 全ての点検・検査は、運転の効率性を考慮し計画すること。

表 2.4.9 処理施設の点検（参考）

No.	項目	概要	作業内容
1	日常点検	点検清掃等の簡易な保全作業により使用設備の維持管理を行う。	点検・清掃作業
2	定期点検	設備の異常を予知して、定期的に点検(週例、月例、3か月点検)を行い、故障を未然に防止する。	巡回点検 日常保全のチェックと指導をあわせて実施

表 2.4.10 法定点検項目（参考）

No	項目	法令・通知等		備考
1	受配電設備	電気事業法	電気設備技術基準	保安規程
2	消防用設備	消防法 同法施行規則	機器点検 総合点検	6月以内ごとに1回 1年以内ごとに1回
3	危険物の貯蔵所	消防法	維持管理 点検	定期
4	その他必要な項目	関係法令		関係法令の規定

4-5 点検・検査の実施

- 1) 点検・検査は、毎年度提出する点検・検査計画に基づいて実施すること。
- 2) 日常点検で異常が発見された場合や故障が発生した場合等は、受注者は臨時点検を実施すること。
- 3) 点検・検査に係る記録は適切に管理し、運営期間中又は市との協議による年数保管すること。
- 4) 点検・検査結果報告書を作成し、市に提出すること。

4-6 補修計画

- 1) 受注者は、運営期間を通じた補修計画を策定し、市の承諾を得ること。なお、補修計画策定時には、季節変動を十分考慮すること。
- 2) 運営期間を通じた補修計画は、点検・検査結果に基づき毎年度更新し、市の承諾を得ること。
- 3) 点検・検査結果に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の補修計画を策定し、市の承諾を得ること。
- 4) 作成した補修計画について、運用の過程で見直すべき点が明らかになった場合は、PDCA サイクルの流れで適宜見直しを行うこと。
- 5) 受注者が計画すべき補修の範囲は、点検・検査結果により、設備の基本性能を維持するための部分取替、調整である。

4-7 補修の実施

- 1) 受注者は、補修計画に基づき、施設の基本性能を維持するために、補修または更新を行うこと。
- 2) 補修に際しては、補修工事施工計画書を市に提出し、承諾を得ること。

- 3) 各設備・機器の補修に係る記録は、適切に管理し、法令等で定められた年数又は市との協議による年数保管すること。
- 4) 受注者が行うべき補修の範囲は、以下のとおりである（表 2.4.3）。
 - ③ 点検・検査結果により、設備の基本性能を維持するための部分取替、調整
 - ④ 設備が故障した場合の修理、調整
 - ⑤ 再発防止のための修理、調整
- 5) 災害等の不可抗力による損傷等受注者の責に帰さないものについては、受注者は補修の責を有さないが、臨機の措置を取り、遅滞無く市に報告すること。

4-8 施設の保全

受注者は、施設の照明設備、給排水衛生設備、空調設備等の点検を定期的に行い、適切な修理交換等を行うこと。特に、見学者等第三者の立ち入る箇所については、適切に点検、修理、交換等を行うこと。

4-9 安全衛生管理・作業環境管理

- 1) 受注者は、安全衛生管理体制に基づき、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。
- 2) 受注者は、作業環境に関する調査・計測を行い、作業環境管理報告書を市に提出すること。
- 3) 受注者は、施設における標準的な安全作業の手順（安全作業マニュアル）を定め、その励行に努め、作業行動の安全を図ること。
- 4) 安全作業マニュアルは、施設の作業状況に応じて随時改善し、その周知徹底を図ること。

4-10 改良保全

市と受注者は、施設の機能向上のための改良保全に関する計画を提案することができ、提案が行われた場合、市と受注者は協議すること。

ここでいう改良保全とは、本業務に関して新技術等を導入することにより、作業量の軽減、省力化、作業内容の軽減、使用する薬剤その他消耗品の使用量、CO₂排出量の削減等が見込めるような改良をいう。

5 その他関連設備等に係る維持管理業務

5-1 設備等の機能維持

受注者は、その他関連設備等の設備・機器等を適切に管理し、基本性能（第1章第3節12 参照）を運営期間にわたり維持すること。

5-2 点検・検査計画

- 1) 受注者は、毎年度、施設の運転に支障がなく、効率的に実施できるような点検・検査計画を策定すること。
- 2) 点検・検査計画については、日常点検、定期点検（表 2.4.11）、法定点検・検査（表 2.4.12）、自主検査等の内容（機器の項目、頻度等）を記載した点検・検査計画書（毎年度のもの、運営期間を通じたもの）を作成し、市の承諾を得ること。

- 3) 全ての点検・検査は、運転の効率性を考慮し計画すること。

表 2.4.11 処理施設の点検（参考）

No.	項目	概要	作業内容
1	日常点検	点検清掃等の簡易な保全作業により使用設備の維持管理を行う。	点検・清掃作業
2	定期点検	設備の異常を予知して、定期的に点検(週例、月例、3か月点検)を行い、故障を未然に防止する。	巡回点検 日常保全のチェックと指導をあわせて実施

表 2.4.12 法定点検項目（参考）

No.	項目	法令・通知等	備考
1	エレベーター	労働安全衛生法 検査証の有効期間等 クレーン等安全規則 定期自主検査 定期自主検査 性能検査	1月以内ごとに1回 1年以内ごとに1回 1年以内ごとに1回
2	消防設備・自動火災報知設備	消防法 機器点検 総合点検	6月以内ごとに1回 1年以内ごとに1回
3	給排水設備・合併処理浄化槽	浄化槽法	1年以内ごとに1回

表 2.4.13 関連設備の維持管理業務

No.	項目	内容	備考
1	駐車場	車止め、標識等の点検及び清掃	
2	植栽管理	高木、低木、植込みの剪定 除草、芝生刈込、施肥、害虫防除等	
3	調整池	側溝、放流塔、マンホール等の点検・清掃	
4	管理棟	建築設備点検整備及び清掃	自動ドア、衛生設備、空調、照明等
5	その他構内設備	構内道路、外灯、フェンス、門扉等の点検管理	

5-3 点検・検査の実施

- 1) 点検・検査は、毎年度提出する点検・検査計画に基づいて実施すること。
- 2) 日常点検で異常が発見された場合や故障が発生した場合等は、受注者は臨時点検を実施すること。
- 3) 点検・検査に係る記録は適切に管理し、運営期間中又は市との協議による年数保管すること。
- 4) 点検・検査結果報告書を作成し、市に提出すること。

5-4 補修計画

- 1) 受注者は、運営期間を通じた補修計画を策定し、市の承諾を得ること。
- 2) 運営期間を通じた補修計画は、点検・検査結果に基づき毎年度更新し、市の承諾を得ること。

- 3) 点検・検査結果に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の補修計画を策定し、市の承諾を得ること。
- 4) 作成した補修計画について、運用の過程で見直すべき点が明らかになった場合は、PDCA サイクルの流れで適宜見直しを行うこと。
- 5) 受注者が計画すべき補修の範囲は、点検・検査結果により、設備の基本性能を維持するための部分取替、調整等である。

5-5 補修の実施

- 1) 受注者は、補修計画に基づき、施設の基本性能を維持するために、更新または部分更新を行うこと。
- 2) 補修に際しては、補修工事施工計画書を市に提出し、承諾を得ること。
- 3) 各設備・機器の補修に係る記録は、適切に管理し、法令等で定められた年数又は市との協議による年数保管すること。
- 4) 受注者が行うべき補修の範囲は、以下のとおりである（表 2.4.3）。
 - ① 点検・検査結果により、設備の基本性能を維持するための部分取替、調整
 - ② 設備が故障した場合の修理、調整
 - ③ 再発防止のための修理、調整
- 5) 災害等の不可抗力による損傷等受注者の責に帰さないものについては、受注者は補修の責を有さないが、臨機の措置を取り、遅滞無く市に報告すること。

5-6 施設の保全

受注者は、施設の点検を定期的に行い、適切な修理交換等を行うこと。

5-7 安全衛生管理・作業環境管理

- 1) 受注者は、安全衛生管理体制に基づき、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。
- 2) 受注者は、作業環境に関する調査・計測を行い、作業環境管理報告書を市に提出すること。
- 3) 受注者は、施設における標準的な安全作業の手順（安全作業マニュアル）を定め、その励行に努め、作業行動の安全を図ること。
- 4) 安全作業マニュアルは、施設の作業状況に応じて随時改善し、その周知徹底を図ること。

5-8 改良保全

市と受注者は、施設の機能向上のための改良保全に関する計画を提案することができ、提案が行われた場合、市と受注者は協議すること。

ここでいう改良保全とは、本業務に関して新技術等を導入することにより、作業量の軽減、省力化、作業内容の軽減、使用する薬剤その他消耗品の使用量、CO₂排出量の削減等が見込めるような改良をいう。

第5節 環境管理業務

1 環境保全基準

- 1) 受注者は、公害防止条件、関係法令、「ごみ処理施設及びリサイクルプラザ建設事業に係る環境影響評価書」等を遵守した環境保全基準を定めること。
- 2) 受注者は、運営・維持管理に当たり、環境保全基準を遵守すること。
- 3) 法改正等により環境保全基準を変更する場合は、市と協議すること。

2 環境保全計画

- 1) 受注者は、運営期間中、環境保全基準に係る協定書に基づき遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた環境保全計画を策定し、市の承諾を得ること。
- 2) 受注者は、環境保全計画に基づき、環境保全基準の遵守状況を確認すること。
- 3) 受注者は、環境保全基準の遵守状況について市に報告すること。

3 作業環境管理基準

- 1) 受注者は、本施設の運営においてダイオキシン類対策特別措置法、労働安全衛生法等を遵守した作業環境管理基準を定めること。
- 2) 受注者は、運営・維持管理に当たり、作業環境管理基準を遵守すること。
- 3) 法改正等により作業環境管理基準を変更する場合は、市と協議すること。

4 作業環境管理計画

- 1) 受注者は、運営期間中、作業環境管理基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた作業環境管理計画を策定し、市の承諾を得ること。
- 2) 受注者は、作業環境管理計画に基づき、作業環境管理基準の遵守状況を確認すること。
- 3) 受注者は、作業環境管理基準の遵守状況について市に報告すること。

第6節 資源化促進業務

1 回収物の品質確保

受注者は、安定して適正な資源化が行われるよう回収物の品質を確保すること。

2 資源化の支援

受注者は、回収物が適正に資源化されるよう、市の支援を行うこと。

3 資源化促進業務の実施状況報告

受注者は、資源化促進業務の実施状況について市に報告すること。

第7節 情報管理業務

1 運転記録報告

- 1) 受注者は、ごみ搬入量、排出量（最終処分物、資源化物）、運転データ、用役データ、運転日誌、業務日報、月次業務報告書、年次業務報告書等を記載した運転管理に関する報告書を作成し、市に提出すること。
- 2) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は、市と協議のうえ、決定すること。
- 3) 運転記録関連データは、運営期間又は市との協議による年数保管すること。

2 点検・検査報告

- 1) 受注者は、点検・検査計画及び点検・検査結果を記載した点検・検査結果報告書を作成し、市に提出すること。
- 2) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は、市と協議のうえ、決定すること。
- 3) 点検・検査関連データは、運営期間又は市との協議による年数保管すること。

3 補修・更新報告

- 1) 受注者は、補修計画及び補修結果を記載した補修結果報告書、更新計画及び更新結果を記載した更新結果報告書を作成し、市に提出すること。
- 2) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は、市と協議のうえ、決定すること。
- 3) 補修、更新関連データは、運営期間又は市との協議による年数保管すること。

4 環境管理報告

- 1) 受注者は、環境保全計画に基づき計測した環境保全状況を記載した環境管理報告書を作成し、市に提出すること。
- 2) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は、市と協議のうえ、決定すること。
- 3) 環境管理関連データは、運営期間又は市との協議による年数保管すること。

5 作業環境管理報告

- 1) 受注者は、環境保全計画に基づき計測した作業環境保全状況を記載した作業環境管理報告書を作成し、市に提出すること。
- 2) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は、市と協議のうえ、決定すること。
- 3) 作業環境管理関連データは、運営期間又は市との協議による年数保管すること。

6 資源化促進管理報告

- 1) 受注者は、資源化促進管理状況を記載した資源化促進管理報告書を作成し、市に提出すること。
- 2) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は、市と協議のうえ、決定すること。
- 3) 資源化促進管理関連データは、運営期間又は市との協議による年数保管すること。

7 施設情報管理

- 1) 受注者は、本事業の対象施設に関する各種マニュアル、図面等を運営期間にわたり適切に管理すること。
- 2) 受注者は、補修、機器更新、改良保全等により、本事業の対象施設に変更が生じた場合、各種マニュアル、図面等を速やかに変更すること。
- 3) 本事業の対象施設に関する各種マニュアル、図面等の管理方法については市と協議のうえ、決定すること。

8 その他管理記録報告

- 1) 受注者は、本施設の設備により管理記録可能な項目、又は受注者が自主的に管理記録する項目で、市が要望するその他の管理記録について、管理記録報告を作成すること。
- 2) 提出頻度・時期・詳細項目については、市と別途協議のうえ、決定すること。
- 3) 市が要望する管理記録については、運営期間又は市との協議による年数保管すること。

9 業務の履行状況の確認

- 1) 受注者は、運営期間中、自己の責任及び費用で、本業務のそれぞれの業務の遂行状況についてセルフモニタリングを実施し、本書等に定められた業務を適正に履行していることを自ら確認すること。
- 2) 受注者は、前項に基づき確認した結果を、報告書等としてとりまとめ市に報告しなければならない。なお、具体的な内容（項目、方法、提出時期）は、契約後に市と受注者が協議のうえ決定する。

第8節 防災管理業務

1 二次災害の防止

受注者は、災害、機器の故障、停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努めること。

2 緊急対応マニュアルの作成

受注者は、緊急時における人身の安全確保、施設の安全停止、施設の復旧等の手順を定めた緊急対応マニュアルを作成し、市の承諾を得ること。また、緊急時にはマニュアルに従った適切な対応を行うこと。なお、受注者は、作成した緊急対応マニュアルについて、必要に応じて随時改善していかなければならない。

3 自主防災組織の整備

受注者は、台風、大雨等の警報発令時、火災、事故、作業員の怪我等が発生した場合に備えて、自主防災組織を整備するとともに、警察、消防及び市等への連絡体制を整備すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに市に報告すること。

4 防災訓練の実施

受注者は、緊急時に自主防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防災訓練等を行うこと。

5 事故報告書の作成

受注者は、事故が発生した場合は、緊急対応マニュアルに従い、直ちに事故の発生状況、事故時の運転記録等を市に報告すること。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、市に提出すること。

6 事業継続計画の作成（BCP）

受注者は、災害や疫病等の緊急事態が発生した際に、本事業の継続や復旧を速やかに遂行するための事業継続計画（BCP：Business Continuity Planning）を作成し、市の承諾を得ること。計画には、新型コロナ、インフルエンザ等の感染防止対策や、感染者が出た場合の人員確保、運転計画等の内容を含めること。

第9節 その他関連業務

1 清掃

受注者は、敷地内の対象施設（第1章第1節6）に関連する建築物については、見学者等第三者の立入を考慮して常に清掃し、清潔に保つこと。なお、清掃は毎日行うこと。

清掃に関する要領書を作成し、市の承諾を得ること。

また、管理棟については、表 2.9.1 のとおり行うこと。

表 2.9.1 管理棟清掃範囲

No.	項目	作業場所・作業範囲		頻度	備考
1	床面清掃及びワックス仕上げ	管理棟 1～3階 (1,093 m ²)	書庫、倉庫などを除いた塩ビシート貼床面 (1～3階までの階段を含む)	年4回	
2	床面ワックス剥離清掃	管理棟 毎年各1階 (1～3階を順に実施)	塩ビシート貼床面	年1回	床面清掃及びワックス仕上げに合わせて実施
3	窓ガラス清掃	管理棟 1～3階	全窓の屋内・屋外面	年2回	自動扉2基、風除室のガラス面、事務室受付口のガラス面、2階吹抜け部の窓を含む
4	玄関タイル洗浄	管理棟 1階	玄関床面 (123 m ²)	年2回	

2 植栽管理

受注者は、景観を損なわないよう、植栽等の維持管理（剪定、刈込、除草等）を定期的に行うこと。管理業務の対象範囲は、本施設敷地内の植栽等とする。

3 保険

受注者は、運営期間中、本業務の運用上必要と考える保険に加入すること。

4 見学者対応関連

受注者は、施設見学者への啓発を目的に設置されている3階会議室モニターを更新すること。また、管理棟2階の再生展示室に監視カメラを設置し、事務室から監視が可能となるよう、モニターを設置すること。

添付資料 1 計画処理量

項目	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17	令和18	令和19
搬入量															
もやすごみ搬入量	44,502.8	44,511.5	44,263.6	44,132.8	43,995.3	43,971.3	43,696.9	43,542.7	43,379.2	43,330.8	43,042.2	42,868.6	42,691.8	42,604.2	42,283.7
リサイクルプラザ-可燃残渣	1,971.5	1,971.8	1,961.0	1,955.2	1,949.2	1,948.3	1,936.1	1,929.4	1,922.1	1,920.1	1,907.4	1,899.7	1,891.9	1,888.1	1,873.9
リサイクルセンター-可燃残渣	23.8	23.7	23.5	23.3	23.2	23.1	22.9	22.7	22.5	22.5	22.2	22.1	21.9	21.8	21.6
搬入量 計	46,498.1	46,507.0	46,248.1	46,111.3	45,967.7	45,942.6	45,655.9	45,494.8	45,323.8	45,273.3	44,971.7	44,790.5	44,605.5	44,514.0	44,179.3
直接資源回収量															
ダンボール	69.0	69.0	68.6	68.4	68.2	68.2	67.7	67.5	67.3	67.2	66.7	66.5	66.2	66.0	65.6
新聞紙	13.7	13.7	13.6	13.6	13.5	13.5	13.4	13.4	13.3	13.3	13.2	13.2	13.1	13.1	13.0
雑誌・その他	47.5	47.5	47.3	47.1	47.0	46.9	46.6	46.5	46.3	46.3	46.0	45.8	45.6	45.5	45.2
リサイクルセンター搬入 空カン・空ビン	74.4	74.4	74.0	73.8	73.6	73.5	73.1	72.8	72.5	72.4	71.9	71.7	71.3	71.2	70.7
直接資源回収量 計	204.6	204.6	203.5	202.9	202.3	202.1	200.8	200.2	199.4	199.2	197.8	197.2	196.2	195.8	194.5
焼却量（搬入量-直接資源回収量） 計	46,293.5	46,302.4	46,044.6	45,908.4	45,765.4	45,740.5	45,455.1	45,294.6	45,124.4	45,074.1	44,773.9	44,593.3	44,409.3	44,318.2	43,984.8
資源回収量															
溶融スラグ	2,500.3	2,516.5	2,516.8	2,522.8	2,527.9	2,538.8	2,534.6	2,536.6	2,537.6	2,545.1	2,537.9	2,537.2	2,536.0	2,540.4	2,530.8
資源回収量 計	2,500.3	2,516.5	2,516.8	2,522.8	2,527.9	2,538.8	2,534.6	2,536.6	2,537.6	2,545.1	2,537.9	2,537.2	2,536.0	2,540.4	2,530.8
最終処分量															
飛灰固化物	1,469.1	1,477.8	1,477.5	1,480.4	1,482.8	1,488.7	1,485.6	1,486.5	1,486.5	1,490.4	1,485.9	1,485.0	1,483.9	1,486.1	1,480.1
焼却灰	789.1	793.8	793.6	795.2	796.5	799.6	798.0	798.5	798.5	800.6	798.2	797.7	797.1	798.3	795.1
最終処分量 計	2,258.2	2,271.6	2,271.1	2,275.6	2,279.3	2,288.3	2,283.6	2,285.0	2,285.0	2,291.0	2,284.1	2,282.7	2,281.0	2,284.4	2,275.2

リサイクルプラザ

項目	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17	令和18	令和19
搬入量															
もやさないごみ搬入量	2,871.9	2,866.9	2,845.8	2,832.4	2,818.7	2,812.6	2,790.6	2,776.4	2,761.9	2,754.8	2,732.5	2,717.6	2,702.6	2,692.9	2,668.6
粗大ごみ搬入量	890.0	896.8	898.1	901.4	904.3	909.4	909.0	911.0	912.5	916.4	915.0	916.0	916.8	919.8	917.8
リサイクルセンター-不燃残渣	52.4	52.2	51.6	51.3	51.0	50.9	50.2	49.9	49.6	49.4	49.0	48.6	48.0	47.9	47.4
搬入量 計	3,814.3	3,815.9	3,795.5	3,785.1	3,774.1	3,772.8	3,749.9	3,737.3	3,724.0	3,720.5	3,696.4	3,682.1	3,667.4	3,660.6	3,633.8
直接資源回収量															
再生品提供事業による再資源化量	26.7	26.7	26.6	26.5	26.4	26.4	26.2	26.2	26.1	26.0	25.9	25.8	25.7	25.6	25.4
粗大ごみ等解体・鉄ガラ	186.9	187.0	186.0	185.5	184.9	184.9	183.7	183.1	182.5	182.3	181.1	180.4	179.7	179.4	178.1
粗大ごみ等解体・アルミ・非鉄等	15.3	15.3	15.2	15.1	15.1	15.1	15.0	14.9	14.9	14.9	14.8	14.7	14.7	14.6	14.5
資源化委託量（処理困難物等）	331.8	331.9	330.2	329.3	328.4	328.2	326.4	325.1	323.9	323.7	321.5	320.4	319.0	318.5	316.2
直接資源回収量 計	560.7	560.9	558.0	556.4	554.8	554.6	551.3	549.3	547.4	546.9	543.3	541.3	539.1	538.1	534.2
破碎処理量 計	3,253.6	3,255.0	3,237.5	3,228.7	3,219.3	3,218.2	3,198.6	3,188.0	3,176.6	3,173.6	3,153.1	3,140.8	3,128.3	3,122.5	3,099.6
資源回収量															
シュレッダー鉄	286.1	286.2	284.7	283.9	283.1	283.0	281.2	280.3	279.3	279.0	277.2	276.2	275.1	274.5	272.5
シュレッダーアルミ	68.7	68.7	68.2	68.2	67.9	67.8	67.5	67.3	67.1	67.0	66.6	66.2	66.0	65.9	65.5
資源回収量 計	354.8	354.9	352.9	352.1	351.0	350.8	348.7	347.6	346.4	346.0	343.8	342.4	341.1	340.4	338.0
最終処分量															
不燃残渣	1,018.4	1,018.9	1,013.4	1,010.6	1,007.7	1,007.4	1,001.2	997.9	994.3	993.4	987.0	983.1	979.2	977.4	970.2
可燃残渣（焼却処理）	1,880.4	1,881.2	1,871.2	1,866.0	1,860.6	1,860.0	1,848.7	1,842.5	1,835.9	1,834.2	1,822.3	1,815.3	1,808.0	1,804.7	1,791.4
最終処分量 計	1,018.4	1,018.9	1,013.4	1,010.6	1,007.7	1,007.4	1,001.2	997.9	994.3	993.4	987.0	983.1	979.2	977.4	970.2

項目	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17	令和18	令和19
搬入量															
ペットボトル・食品用トレイ	614.9	612.5	606.8	602.8	598.8	596.4	590.7	586.7	582.6	580.2	574.6	570.5	566.5	563.5	557.4
搬入量 計	614.9	612.5	606.8	602.8	598.8	596.4	590.7	586.7	582.6	580.2	574.6	570.5	566.5	563.5	557.4
資源回収量															
ペットボトル	509.7	507.8	503.0	499.7	496.4	494.4	489.7	486.3	483.0	481.0	476.3	473.0	469.6	467.1	462.1
その他プラスチック	14.1	14.1	14.0	13.9	13.8	13.7	13.6	13.5	13.4	13.3	13.2	13.1	13.0	13.0	12.8
資源回収量 計	523.8	521.9	517.0	513.6	510.2	508.1	503.3	499.8	496.4	494.3	489.5	486.1	482.6	480.1	474.9
最終処分量															
可燃残渣（焼却処理）	91.1	90.6	89.8	89.2	88.6	88.3	87.4	86.9	86.2	85.9	85.1	84.4	83.9	83.4	82.5
最終処分量 計	91.1	90.6	89.8	89.2	88.6	88.3	87.4	86.9	86.2	85.9	85.1	84.4	83.9	83.4	82.5

リサイクルセンター

項目	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17	令和18	令和19
搬入量															
空カン・空ビン	1,512.6	1,506.4	1,491.9	1,481.7	1,471.5	1,465.3	1,451.0	1,440.8	1,430.6	1,424.3	1,410.2	1,400.0	1,389.7	1,382.1	1,366.9
他施設からの搬送物（焼却施設）	74.4	74.4	74.0	73.8	73.6	73.5	73.1	72.8	72.5	72.4	71.9	71.7	71.3	71.2	70.7
搬入量 計	1,587.0	1,580.8	1,565.9	1,555.5	1,545.1	1,538.8	1,524.1	1,513.6	1,503.1	1,496.7	1,482.1	1,471.7	1,461.0	1,453.3	1,437.6
資源回収量															
各色カレット	955.4	951.6	942.7	936.4	930.1	926.3	917.5	911.2	904.9	901.0	892.2	885.9	879.6	874.9	865.4
鉄プレス	217.4	216.6	214.5	213.1	211.7	210.8	208.8	207.4	205.9	205.0	203.0	201.6	200.2	199.1	197.0
アルミプレス	201.5	200.8	198.9	197.6	196.2	195.4	193.6	192.2	190.9	190.1	188.2	186.9	185.6	184.6	182.6
カレット残渣	136.5	135.9	134.7	133.8	132.9	132.3	131.1	130.2	129.3	128.7	127.5	126.6	125.7	125.0	123.6
資源回収量 計	1,510.8	1,504.9	1,490.8	1,480.9	1,470.9	1,464.8	1,451.0	1,441.0	1,431.0	1,424.8	1,410.9	1,401.0	1,391.1	1,383.6	1,368.6
最終処分量															
可燃残渣（焼却処理）	23.8	23.7	23.5	23.3	23.2	23.1	22.9	22.7	22.5	22.5	22.2	22.1	21.9	21.8	21.6
不燃残渣（破碎施設）	52.4	52.2	51.6	51.3	51.0	50.9	50.2	49.9	49.6	49.4	49.0	48.6	48.0	47.9	47.4
最終処分量 計	76.2	75.9	75.1	74.6	74.2	74.0	73.1	72.6	72.1	71.9	71.2	70.7	69.9	69.7	69.0